

産業廃棄物の適正処理と循環型社会の形成に向けて

JWセンター情報

2026 | 夏
07

Vol.26 No.2

事業
報告

2025年度電子マニフェスト事業
教育研修事業の2025年度事業報告及び2026年度事業計画について

調査
報告

電機・電子産業の排出事業者における
産業廃棄物適正処理等の取組みのポイント



■コラム

ネイチャーポジティブに向けて

一般社団法人環境情報科学センター 技術顧問兼常務理事 荒井 真一

■連載講義

日本型循環経済（サーキュラーエコノミー）の道のり
連載（2）3Rと循環型社会

東海大学学長補佐・政治経済学部経済学科教授 細田 衛士

■欧州の最新動向

第6回 サステナビリティへの逆風

—欧州・米国で何が起きているのか、日本は対岸の火事か—

Phoenix Design Lab インパクトパートナー 北谷 拓真

■産廃鼎談

第18回 廃棄物行政の現場から見た制度の歩み

北村 喜宣×佐藤 泉×長岡 文明（ゲスト）

■産廃クローズアップ

さらなる進化を目指す水処理施設

—蓄積データを活用し、安全性の向上と省力化に対応—

株式会社ミダック 都田テクノプラント

浜松城

静岡県浜松市



写真1 浜松城

浜松城は、徳川家康が29歳から45歳までの17年間を過ごし、天下取りの基盤を築いた城である。家康が遠江進出のために、室町時代からあった曳馬城を元に建てた。江戸から京との中間に位置しており、交通・軍事・経済等の要地であったため、浜松藩の城主は徳川家に古くから仕える譜代大名から選び抜いて任されることが多く、将来の幹部候補の育成場所になっていた。その結果、浜松城主になった人物の多くが後に幕府の重要ポストに就き、浜松城は出世城とも呼ばれている。

明治維新後に廃城となり取りこわされたが、天守閣は1958（昭和33）年に再建された。築城当時の姿を遺す石垣や土塁、地下に残存する城郭遺構は、後世に歴史を伝える「浜松城跡」として、1959年に浜松市指定文化財（史跡）に認定されている。2017年には、続日本100名城に選定された。春は桜、秋は紅葉の名所としても知られ、週末には浜松城公園や葵広場で様々なイベントが開催され憩いの場となっている。

※）表紙写真及び写真1 写真提供：浜松・浜名湖ツーリズムビューロー

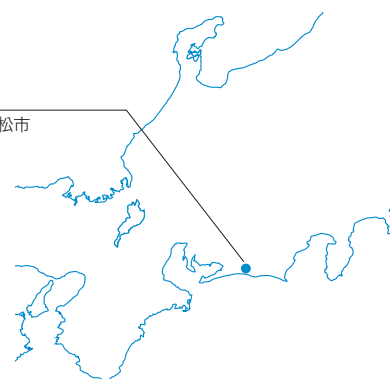


写真2 浜松城公園の徳川家康公像

（表紙の写真）

浜松城

場所：静岡県浜松市



<参考>

浜松城公園

<https://www.entetsuassist-dms.com/hamamatsu-joyo/guide/hamamatsu-castle/>

■アクセス

- JR 浜松駅からバス約 10 分
- 東名高速道路浜松 IC から約 30 分

CONTENTS

- 表紙の写真**
浜松城／静岡県浜松市
- 04 **事業報告**
2025年度電子マニフェスト事業 電子マニフェストセンター
教育研修事業の2025年度事業報告及び2026年度事業計画について 教育研修部
- 08 **調査報告**
電機・電子産業の排出事業者における
産業廃棄物適正処理等の取組みのポイント 調査部
- 13 **コラム**
ネイチャーポジティスに向けて
一般社団法人環境情報科学センター 技術顧問兼常務理事 荒井 真一
- 14 **連載講義**
日本型循環経済（サーキュラーエコノミー）の道のり
連載（2）3Rと循環型社会
東海大学学長補佐・政治経済学部経済学科教授 細田 衛士
- 18 **欧州の最新動向**
第6回 サステナビリティへの逆風
— 欧州・米国で何が起きているのか、日本は対岸の火事か —
Phoenix Designe Lab インパクトパートナー 北谷 拓真
- 22 **産廃鼎談**
第18回 廃棄物行政の現場から見た制度の歩み
北村 喜宣×佐藤 泉×長岡 文明（ゲスト）
- 29 **産廃クローズアップ**
さらなる進化を目指す水処理施設
— 蓄積データを活用し、安全性の向上と省力化に対応 —
株式会社ミダック 都田テクノプラント
- 32 **行政のうごき**
■ 浜松市の「はままつ循環経済パートナーズ（HAMACEP）」の取組みについて
浜松市環境部一般廃棄物対策課
- 34 **業種別適正処理事例集**
● 産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集～自動車関連産業編～のご紹介
第18回 株式会社デンソーの事例
- 36 **電子マニフェスト情報**
● ユーザー事例紹介
電子マニフェストの EDI 連携で広がる環境データ利用
プリマハム株式会社
- 38 **センターだより**
● 令和 7 年度事業報告
● JW センター主催 「廃棄物処理初心者のための Web 講座」
令和 8 年度第 1 弾及び第 2 弾 開催報告
● お知らせ
- 44 **担当者スポット**
● 人生を楽しむ 教育研修部 小林 正裕
● 編集後記
近隣散策
● どじょう

2025年度電子マニフェスト事業

電子マニフェストセンター

1 電子マニフェストの加入者数

2025年度末の加入者数は356,593者（排出事業者：314,508、収集運搬業者：31,547、処分業者：10,538）となっています（図1）。

排出事業者の業種別構成では、医療、福祉（39%）が最も多く、次いで卸売業、小売業（24%）、建設業（10%）、製造業（8%）の順になっています（図2）。

また、都道府県別に見ると東京都（59,857）が最も多く、次いで神奈川県（38,229）、愛知県（23,749）となっています。東京を中心とした首都圏や愛知を中心とした中部圏、大阪を中心とした近畿圏に加入者が集中しています（図3）。

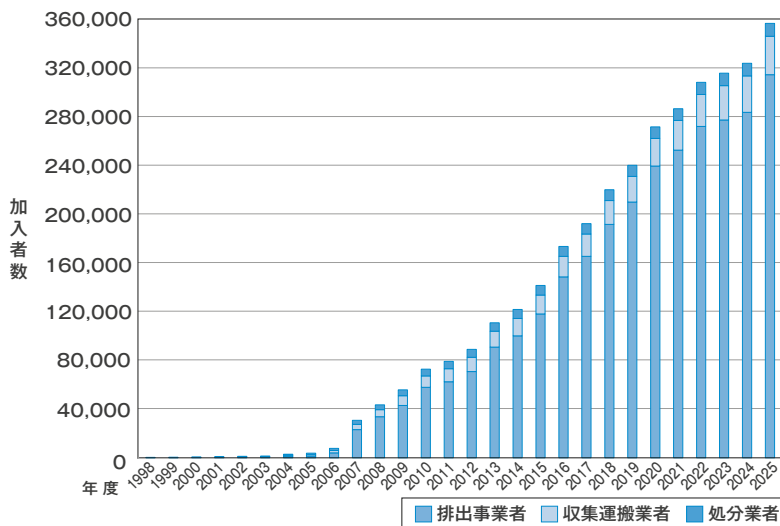


図1 電子マニフェストの加入者数の推移

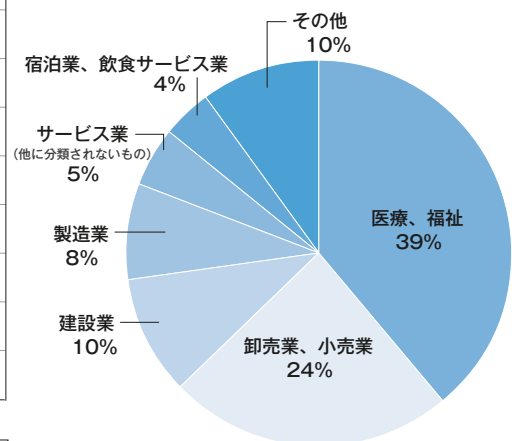


図2 電子マニフェスト加入者（排出事業者）の業種別構成比（2026年3月末現在）

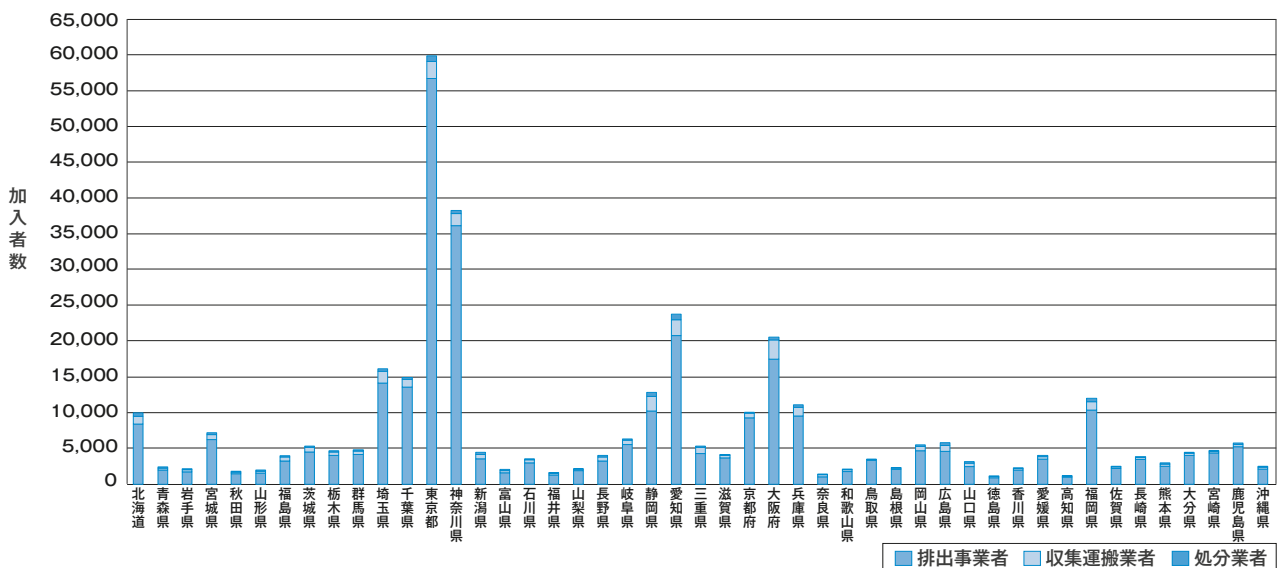


図3 都道府県別加入者数（2026年3月末現在）

2 電子マニフェストの普及状況

(1) 捕捉率

2025年度に電子マニフェストで捕捉された処理委託量は約106,800千tであることから、捕捉率は67%（暫定値）となっています。第五次循環型社会推進基本計画では2030年度に捕捉率75%を目標としており、JWセンターは引き続き普及促進に努めてまいります（図4）。

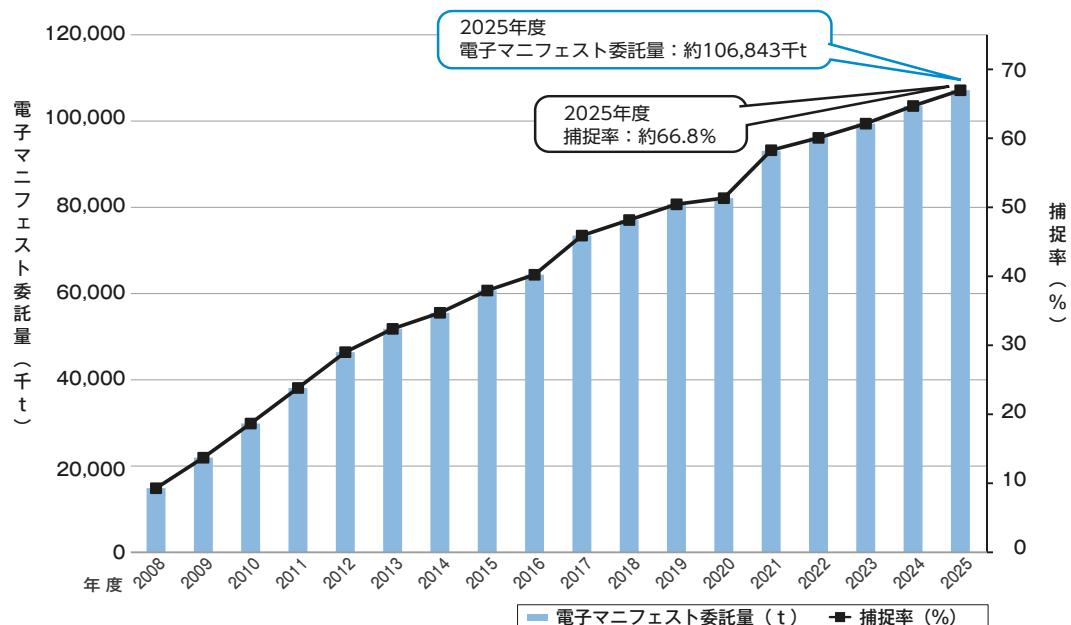


図4 電子マニフェストで把握する委託量と捕捉率の推移

(2) 電子マニフェスト登録件数

2025年度の年間登録件数は約 4,751 万件となっており、前年度の4,347万件から約9%増加しています（図5）。排出事業者の業種別の電子マニフェスト登録件数は、建設業の利用が全体の35%を占めて最も多く、次に、卸売業、小売業（21%）、製造業（12%）の順となっており、この3業種で全体の約68%を占めています（図6）。

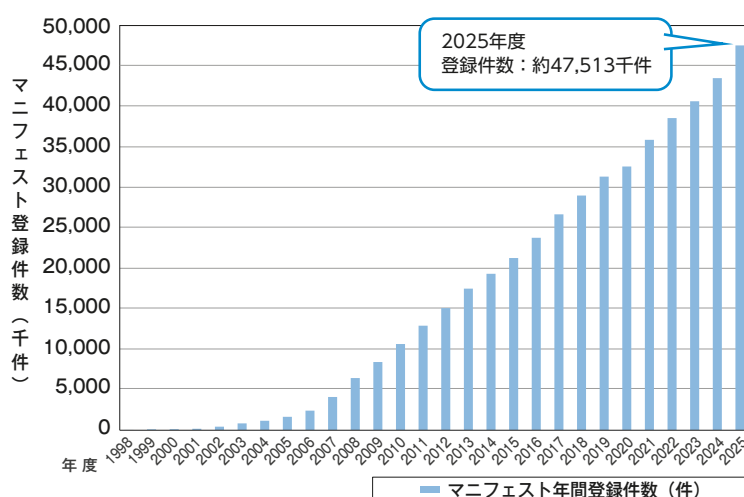


図5 年度別登録件数

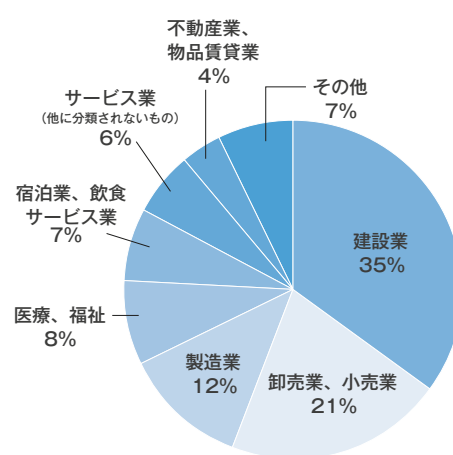


図6 排出事業者の業種別登録件数の構成比（2025年度実績）

教育研修事業の2025年度事業報告及び 2026年度事業計画について

教育研修部

1 講習会事業について

1.1 講習会の概要

JWセンターは、1992年度から、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」及び1993年度から「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を実施しています。

2004年度からは「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」、2006年度からは（公社）日本医師会との共催により、「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を実施しています。

実施内容は、**表1**のとおりです。

表1 2026年度講習会実施内容

	講習会名	受講対象者	講習 科目数	講習時間・期間	
				オンライン	対面
新規講習会	産業廃棄物 収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする方	6科目	13時間	2日間
	産業廃棄物 処分課程	産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする方	8科目	20時間	3日間
	特別管理産業廃棄物 収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする方	7科目	17.5時間	2.5日間
	特別管理産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする方	9科目	25時間	4日間
更新講習会	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする方	5科目	7時間	1日間
	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする方	6科目	10.5時間	1.5日間
特責講習会	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格ならびに必要な知識を習得しようとする方	3科目	6.5時間	1日間
	医療関係機関等を対象にした 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会		4科目	6時間	1日間
	PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会	PCB廃棄物の収集運搬に直接従事する方	3科目	6時間	開催なし

※1 新規又は更新講習会の処分課程において、収集・運搬課程を追加して同時に受講することができます。

※2 講習会には全て修了試験があり、科目数には修了試験を1科目として含んでいます。

1.2 講習会の受講状況

2021年度から2025年度までの講習会受講状況は、**表2**のとおりです。

表2 受講者数の推移（人）

年 度	新規	更新	特責	PCB	合 計
2021	15,935	24,082	12,966	307	53,290
2022	14,469	22,049	14,952	246	51,716
2023	16,007	22,924	15,766	204	54,901
2024	15,740	23,200	14,020	174	53,134
2025	15,266	23,696	14,408	137	53,507

1.3 2026年度開催計画等

2020年度から新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、従来の対面形式の講習会ではなく、事前にパソコンで講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受けるオンライン形式講習会を開催してまいりました。2023年度にはオンライン形式に加え、対面形式の講習会も再開しました。

2026年度は、引き続きオンライン形式と対面形式の講習会を行うこととしております。

開催計画等は **表3** のとおりです。

表3 2025年度開催実績と2026年度開催計画

講 習 会 名		2025年度 (実績)				2026年度 (計画)			
		開催数(回)	内訳※	受講者数 (人)	内訳※	開催数(回)	内訳※	受講者数 (人)	内訳※
新規講習会	産業廃棄物 収集・運搬課程	140	120	12,142	9,680	204	184	11,750	9,400
			20		2,462		20		2,350
	産業廃棄物 処分課程	48	45	1,536	1,309	53	50	1,600	1,350
			3		227		3		250
	特別管理産業廃棄物 収集・運搬課程	47	45	1,247	1,156	48	46	1,400	1,200
			2		91		2		200
	特別管理産業廃棄物 処分課程	23	22	341	301	23	22	300	250
			1		40		1		50
更新講習会	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 収集・運搬課程	225	182	21,417	15,930	328	285	21,050	16,000
			43		5,487		43		5,050
	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 処分課程	57	53	2,279	2,031	58	54	2,400	2,050
			4		248		4		350
特責講習会	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	118	91	14,138	10,385	188	161	13,000	9,750
			27		3,753		27		3,250
	医療関係機関等を対象にした 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	6	6	270	270	6	6	300	300
			0		0		0		0
PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会		5		137		5		200	
合 計		669		53,507		913		52,000	

※ 上段：オンライン形式、下段：対面形式

2 研修会事業について

企業の社会的責任（CSR）が強く求められ、かつ排出事業者責任がますます強化される中、産業廃棄物を排出される企業の新任実務担当者等の方を対象に、廃棄物処理法をはじめ、委託契約やマニフェスト運用等の産業廃棄物の適正処理の基礎知識と実務のポイントを学び、廃棄物管理に役立てていただくことを目的とした研修会です。

2026年度は、インターネット上でライブ配信形式で12回開催するほか、建設業に特化したマネジメント研修会を5回開催する予定です。

電機・電子産業の排出事業者における産業廃棄物適正処理等の取組みのポイント

調査部

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。

そこで、JWセンターでは、令和7年度に環境省から委託を受けて、日本の製造業の中でも規模が大きく、国内外のサプライチェーンを通じて広範な産業活動を支える重要な産業分野である「電機・電子産業」を対象に、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」から生じる産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェスト使用事例、リサイクルの取組み等を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成した。

本号では、事例集に収録した排出事業者の取組みの中から、各委託処理段階における適正処理のポイント、電子マニフェスト使用のポイント、資源循環や脱炭素の取組みのポイントを紹介する。なお、調査した各排出事業者の取組みについては、JWセンターウェブサイトに掲載している事例集を参照いただきたい。各排出事業者の事例は、令和7年度に実施した調査の結果に基づいて作成しており、閲覧された時点の情報とは異なる場合があるので、ご留意いただきたい。

参考URL

業種別事例集～電機・電子産業編～

https://www.jwnet.or.jp/info/assets/files/R07_chousa_denki_denshi.pdf

1 事例集の作成方法

事例集の作成に当たり協力を得た電機・電子産業の関係団体と調整し、産業廃棄物の適正処理や資源循環に取り組む下記の排出事業者7社にヒアリング調査を実施した。

- 重電・家電・電子機器・部品製造分野：株式会社東芝、三菱電機株式会社、株式会社村田製作所
- 通信機器製造分野：アンリツ株式会社、沖電気工業株式会社
- オフィス機器製造分野：富士フイルムビジネスイノベーション株式会社、株式会社リコー

また、有識者、関係業界の代表者、処理業者の関係者からなる業種別事例集作成委員会（委員長：北村喜宣氏（上智大学法科大学院教授））を設置し、事例集の構成や記載内容、事例集の活用方法等を検討し、事例集の作成作業を行った。

2 産業廃棄物適正処理等の取組みのポイント

事例の各排出事業者では、以下の  の流れで適正処理に取り組んでいた。委託契約前から処理委託までの各段階における適正処理の取組みのポイントを示す。

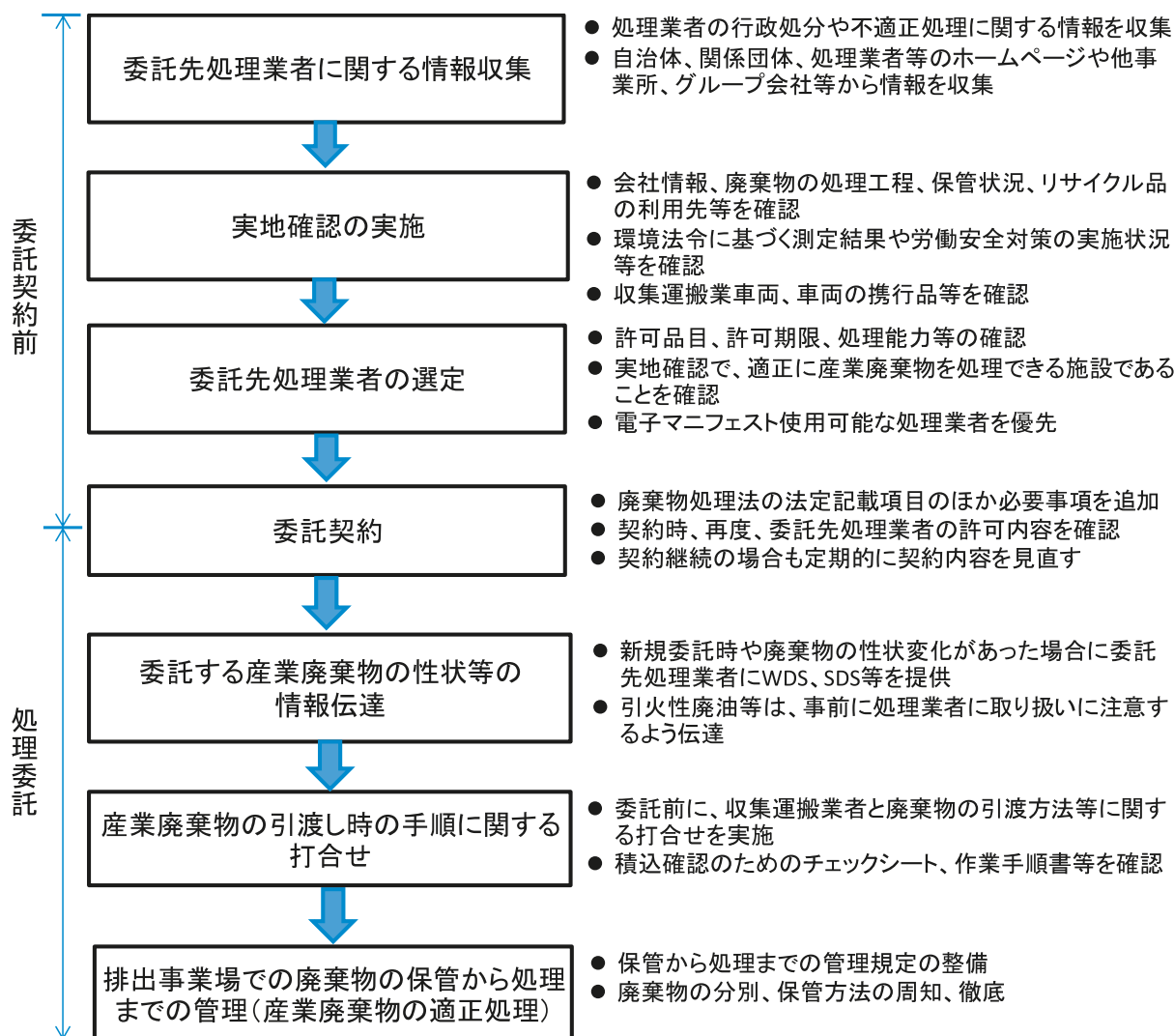


図 委託処理における取組みの流れとポイント

(1) 委託先処理業者に関する情報収集のポイント

- 委託先または委託を検討している処理業者に、行政処分や不適正処理に関する情報がないかを確認する。
- 自治体ホームページや処理業者の許可情報が掲載されている団体の検索サイトの確認、処理業者のホームページの確認、他事業所やグループ会社への聞き取り、自治体や業界団体が主催する会合等での聞き取り、主要な取引先処理業者等への他の処理業者の評判の聞き取り、信用調査会社の審査等により情報収集を行う。

(2) 実地確認の実施のポイント

主な確認事項

① 収集運搬、処分共通事項

- 自社で作成した実地確認に関するチェックリストに基づいて、産業廃棄物処理業者に実地確認を実施して、経営状況、BCP対策、廃棄物の処理工程、施設の管理体制、産業廃棄物の保管状況、近隣住民とのコミュニケーション、従業員のあいさつ対応等を確認する。
- 労働安全衛生法に基づく安全防災活動の実施状況や作業環境測定の実施状況、従業員への安全情報の共有の状況、労働災害の発生状況、保護具の整備状況や従業員の保護具の着用状況を確認する。また、緊急時の連絡体制・マニュアルの整備状況等を確認する。
- 住民からの苦情の有無やその対応、地域住民との協定が締結されている場合には、その内容及び遵守状況

を確認する。

② 処分施設確認事項

- 中間処理施設では、保管場所以外の場所での産業廃棄物の保管の有無、産業廃棄物保管場所の5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）、施設の定期点検の実施状況、管理責任者の配置状況、敷地境界付近の漏洩防止対策、騒音・振動対策、最終処分先の確保の状況等を確認する。
- 大気、水質、騒音、振動、臭気、ダイオキシン等、環境法令に基づく測定結果を確認する。
- 産業廃棄物の保管状況については、産業廃棄物の保管方法、保管場所の表示、保管量が適正であるか、飛散・流出のおそれがないか、臭気がないか、整理整頓されているか等を確認する。
- リサイクルについては、リサイクル工程や、リサイクル製品の実物、用途、販売先等を確認する。また、受入量とリサイクル後の販売量等を確認する。

実地確認の実施方法

- 新規の委託契約時に実地確認を実施するほか、既に契約を締結している処理業者に対しては、定期的に（例えば年に1回）、実地確認を実施する。
- 直接、委託契約を締結している中間処理業者に定期的に実地確認を行う。二次委託先である最終処分業者については、中間処理業者による最終処分業者への実地確認の実施状況を確認する。
- 本社または排出事業場の環境担当部署の担当者が、委託契約の締結時や定期的に実地確認を実施する。

(3) 委託先処理業者の選定のポイント

- 自社で委託先処理業者の選定基準を定め、許可情報や経営状況等の会社情報、産業廃棄物の受入状況、施設の管理状況等に関する選定基準を満足する処理業者を選定する。
- 委託する産業廃棄物に関する許可（許可品目、許可期限、許可エリア、処理能力等）を有している処理業者を選定する。
- 実地確認を行い、適正に産業廃棄物を処理できる施設であることを確認する。
- 優良産廃処理業者、電子マニフェスト使用可能な処理業者、リサイクルが可能な処理業者を優先して選定する。
- 運搬費用のコストのほか、運搬時の事故等のリスク低減、CO₂排出量の抑制等の目的で排出事業場に近い処分業者を選定する。
- 見積比較等により処理料金が極端に安価である場合は、必ず処理業者に対して処理料金が安い事情を聞き取ることとし、事情によっては委託先候補からの除外を検討する。
- 過去の事故、法違反等の有無やその対応を考慮した上で、委託先の処理業者を選定する。
- 他事業所の委託状況や実地確認結果を全事業所で共有・閲覧できる社内システムを構築し情報共有を図っている事例がある。

(4) 委託契約のポイント

- 契約締結の際に、再度、委託先の処理業者の許可証の品目と委託契約する品目の照合を行う。
- 委託契約書は、自治体、業界団体等が作成した契約書のひな形等を参考に、廃棄物処理法で定める法定記載事項のほかに、反社会的勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の必要な項目を付け加えたものを作

成する。作成した委託契約書は、社内の法務担当部署が内容を確認する。

- 事務の効率化・迅速化や管理の確実性等から電子契約の利用を進めている場合は、対応状況を確認する。
- 委託契約は年度ごとの自動更新とするが、契約内容を変更する場合は、委託契約を締結し直す。

(5) 委託する産業廃棄物の性状等の情報伝達のポイント

- 新規委託時や産業廃棄物の性状の変化があった場合に、委託先処理業者に廃棄物データシート（WDS）、化学物質安全データシート（SDS）、産業廃棄物の写真、分析表、PRTR届出情報等を提供する。
- 製造工程の変更に伴い、産業廃棄物の性状が変化したり、新たな産業廃棄物が発生する場合は、産業廃棄物が発生する製造部門から廃棄物管理担当部門に伝達する。情報を入手した廃棄物管理担当部門は、委託先処理業者に委託処理が可能かを相談し、必要に応じて委託先処理業者に産業廃棄物の性状に関する情報の提供を行う。
- 引火性廃油等の特別管理産業廃棄物を排出する場合は、事前に委託先処理業者に種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意事項等の詳細な情報を伝達する。

(6) 産業廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せのポイント

- 新たに委託する処理業者や、初めて引き渡す廃棄物がある場合には、処理業者の担当者と入念に打合せを実施する。
- 委託前に、収集運搬業者と産業廃棄物の引渡方法、積込手順、電子マニフェストの運用方法・処理終了報告の確認方法、過積載の防止対策等について、打合せを行う。

(7) 電子マニフェスト使用のポイント

電子マニフェストの運用方法

- 産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡した際に電子マニフェスト情報を登録し、受渡確認票を収集運搬業者の運転手に渡す。
- 電子マニフェストの画面上で運搬、処分、最終処分が終了したことを確認する。
- 電子マニフェストのパターン登録機能を利用して簡便にマニフェスト登録を行う方法がある。

電子マニフェスト導入の経緯

- 電子マニフェスト導入説明会に参加し、業務量の軽減等の導入のメリットを把握し、導入のメリットが感じられたことから、電子マニフェストを導入したという事例がある。
- 委託先処理業者が電子マニフェストを導入しており勧められたという場合や、自治体からの働き掛けにより、電子マニフェストを導入したという事例がある。

電子マニフェスト導入の効果

- 紙マニフェストでは、終了報告の確認や保管、紙マニフェストの交付等状況報告書の作成に多くの時間と手間がかかっていたが、電子マニフェストによりそれらの作業が大幅に削減した。
- システム上で終了報告の確認期限に関する警告通知機能があるので、期限内の処理状況の確認が容易となり、遵法性の向上につながる。

電子マニフェスト情報の活用方法

- 事業場で排出される産業廃棄物の種類、量等の状況の把握に活用する。
- 多量排出事業者処理計画の実施状況報告等の自治体（環境部局）への報告書の作成に活用する。
- 電子マニフェストデータを集計して、算出した産業廃棄物の排出量に係数を乗じてCO₂排出量を算定するなど、廃棄物管理業務の効率化や管理レベルの高度化に電子マニフェストデータを活用している事例がある。

（８）排出事業場での廃棄物の保管から処理までの管理のポイント

- 産業廃棄物の分別、保管方法、マニフェストの運用等のマニュアル、手順書を整備し、各事業場の廃棄物管理担当者やグループ会社等でルールに則った産業廃棄物管理を行う。
- 各事業場で産業廃棄物保管場所を指定し、産業廃棄物の漏洩防止対策として適切な保管容器、廃液の貯留槽等を設置する。
- 廃棄物の種類ごとに細分化した分別方法を規定し、事業場の従業員に周知徹底することにより、徹底した資源循環に取り組む **写真1、2**。
- 産業廃棄物保管場所の日常的な管理のほか、社内の内部監査で定期的な管理状況の点検を実施する。



写真1 廃棄物の種類ごとに細かく分別される様子（アンリツ株式会社）



写真2 廃棄物の種類ごとに細かく分別される様子（富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）

（９）その他適正処理の取組みのポイント

- 環境や産業廃棄物に関する社員研修を定期的実施して、従業員の産業廃棄物に関する知識の習得、社内の廃棄物の分別ルールに関する周知徹底、意識の向上に努める。また、廃棄物管理担当者は外部の講習会、セミナー等を受講し、法律の理解を深めるほか、行政の最新の動向等の情報を収集する。
- 定期的に委託処理業者と打合せを実施し、産業廃棄物の分別排出の状況や委託処理の状況等について意見交換を行う。
- 業界団体や地域の環境・廃棄物処理に関する会合に出席して、環境や廃棄物処理や資源循環に関する最新の動向を把握する。
- 同一の廃棄物において、複数の処理業者と委託契約を締結することにより、自然災害や事故等により受入停止が生じた場合でも、他の委託先で処理できるように備える。

COLUMN

ネイチャーポジティブに向けて

一般社団法人環境情報科学センター 技術顧問兼常務理事

荒井 眞一 SHINICHI ARAI

1953年生、1978年 東京大学大学院修士課程修了、環境庁入庁、環境規制、化学物質対策、環境アセスメント、地球環境問題等を担当。経済協力開発機構、厚生省水道整備課、公害等調整委員会、地球環境戦略研究機関、東京大学、国連大学、北海道大学等に出向。2014年（一社）地域循環共生社会連携協会、2020年 有限責任監査法人トーマツ、2024年同社退職、2015年から現職、2024年からJWセンター監事



生物の年間絶滅種数は地球限界を大幅に超える等生態系の劣化は危機的であるとプラネタリーヘルスチェックレポート2025は指摘している。そして世界のGDPの半分以上が大きく依存し、社会・経済の繁栄、幸福を支えている自然資本への影響が危惧されている。この原因として開発等土地利用の変化や気候変動等の直接要因と社会や経済の変化等の間接要因が指摘されており、従来からの自然保護対策のみでは不十分で、サーキュラーエコノミー等と連携した社会全体の転換が不可欠となっている。

このため生物多様性の損失を止め反転させて、自然を回復軌道に乗せるための「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が喫緊の課題となっている。生物多様性条約に基づく昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）では、ネイチャーポジティブの実現を2030年のミッションとし、生物多様性の主流化やビジネスの影響評価・情報開示及び持続可能な消費等を推進している。我が国では生物多様性国家戦略2023-2030でネイチャーポジティブの実現に向けて30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全）等を掲げて、国立公園等の保護地域や自然共生サイト等の「その他の保全地域（OECM）」の拡大等を図っており、産業廃棄物処理場内のビオトープを自然共生サイトとしている例もある。

ネイチャーポジティブの実現には、日常生活や事業活動の中で、生物多様性に配慮し、生物多様性を損なうような行動を取らないことの「当たり前化」（生物多様性

の主流化）のために、自治体、NPO等との協業を通じて企業や消費者行動を変容していくこと、そして、経済活動を通じて生態系を健全な状態にする「ネイチャーポジティブ経済」に移行することが重要である。このため、環境省等では企業に向けて移行戦略を策定し、ビジネス機会の紹介や「移行」の要点、情報開示の支援策の整理を行い、生物多様性への配慮が企業価値の向上等につながることを示している。また、企業にはSBTN（自然に関する目標設定ネットワーク）によるガイダンスに基づき目標を定め、あるいはTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に基づく自社のバリューチェーンを含めた自然資本の依存によるリスクと機会を財務影響と結び付けて分析・公開するような自主的な取組が推奨されている。

環境情報科学センターでは、主に社会人会員を対象として業務への知見の活用やアカデミックキャリアの展開等のための機会となる交流・研究会を開催しており、2025年度には「ネイチャーポジティブに向けての対応の推進」をテーマとした。4回の講演会で毎回約20名の参加者が「ネイチャーポジティブと企業活動」、気候影響と自然資本保全を統合した取組等の「先進的な企業の具体例」について、環境省等の専門家の講義を受けた。参加者からは、自社の操業に係る場所の自然資本についての測定・価値付けの方法について等熱心な質問があり、好評であった。2026年度は同テーマについて掘り下げて学ぶ交流・研究会の開催を計画しており、社会人に活用していただくことを期待している。

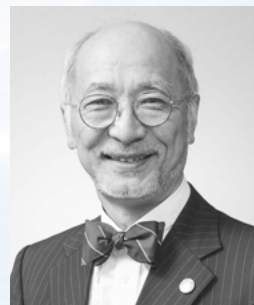
日本型循環経済（サーキュラーエコノミー）の道のり

連載第2回 3Rと循環型社会

東海大学学長補佐・政治経済学部経済学科教授

細田 衛士 EIJI HOSODA

1953年東京生まれ。77年慶應義塾大学経済学部卒業、80年同大学経済学部助手、87年助教授、94年教授、2001年7月～2005年9月同大学経済学部長、2019年同大学を定年退職、中部大学経営情報学部教授、2020年同大学経営情報学部長、2021年中部大学副学長、2022年より東海大学政治経済学部経済学科教授、慶應義塾大学・中部大学名誉教授。博士（経済学）。主要著書に『資源の循環利用とはなにか』（岩波書店）などがある。



1. はじめに

高度経済成長期、廃棄物問題に直面して、消費者はもちろんのこと、企業そして行政も、従来型の経済社会の営みが非持続的であることを実感した。全国で廃棄物問題に取り組む動きが出て来たのも当然だろう。それでは人々は一体、廃棄物問題にどのように向き合い、具体的にどのような形で克服しようとしたのだろうか。この問いへの答えは地域にある。人々が廃棄物問題を感じるのは自分の住む場所、すなわち地域だからである。それは、東京ごみ戦争でも見たとおりだ。

東京ごみ戦争は、地域住民と行政それぞれの努力により、清掃工場（焼却設備）を作ることなどにより解決を見た。ごみ問題解決に向けて更に一步越えて進んだのが沼津市に代表される、資源ごみという形での地域の努力である。

2. 資源ごみという考え方

1970年代、東京ごみ戦争と時をほぼ同じくして、様々な地域で廃棄物問題が起こり、住民も行政もその対処に頭を痛めることになった。沼津市で起きたごみ問題と解決方法は当時としてはユニークで全国に先駆ける事例となった。

廃棄物を処理するのに焼却設備や最終処分場（埋立処分場）等の処理施設は必要であり、焼却・埋立などの適正処理は廃棄物問題への対症療法とはなるが、問題もある。大量廃棄・大量処分を前提にした廃棄物処理の問題性もさることながら、施設の建設に対する近隣住民

の反発が避けられないのだ。ではどうしたらよいのか。

沼津市は深刻なごみ問題に直面して、解決のために住民と行政が話し合いを重ねた。粘り強い話し合いの結果提案されたのが、「資源ごみ」という概念である。「分ければ資源、混ぜればごみ」という標語のもと、住民は分別によって資源ごみを焼却・埋立てするごみから分離し、リサイクルするという新しい方向の動きを始めたのだ。今でこそ廃棄物を再資源化するという考え方は当たり前で、普通に行われていることであるが、当時としては極めて先進的であった。ごみを資源に変える、それは発想の転換を表していた。

そして、廃棄物を再資源化する動きが国より先に地域で始まったことは注目に値する。日本の行政はトップダウンのように見えるが、実はそうでもない。ことごみ行政については市町村等の自治体が単位であるから、住民の考え方・行動力と地域行政の政策立案・実行能力が重要になる。この2つが同期したとき、それは力になる。沼津市の事例がそのことをよく示している。

だがそこには限界もある。地域のミクロ的行動が1つの地域にとどまっている限り、力の及ぶ範囲は限定的である。地域の力を全国に広めてゆく必要がある。もう1つの問題、それは大量消費の後に排出されたものを再資源化するには困難が伴うということだ。廃棄物処理のことを全く考慮せずに生産・消費したものを廃棄後の段階で再資源化するのは容易なことではない。無理矢理リサイクルしても、リサイクルされたものすなわち再資源化物が売れる保証もない。

資源ごみという考え方は重要だが、それを更に一步前

進させ、廃棄物問題を根源的に考え直し、解決する方法が必要になる。そこに登場したのがリデュース・リユース・リサイクルすなわち3Rという新しい概念である。

3. シーアイランドサミットと3Rの発信： 小泉イニシアティブ

余談になるが、筆者がアメリカの学会で論文を報告する機会を持ったとき、先輩の研究者から「3Rは和製英語でアメリカでは通用しないよ」と言われたことを思い出す。今ではネットでもすぐわかることだが、3Rはアメリカ発祥の用語である。1970年代までは迎えることができるという。もしかするとずっと古い概念なのかもしれない。

だが、筆者の知る限り、アメリカの大人で3Rを知っている人はそう多くなく、ましてや日本人のように熱心に実践している人をあまり見かけない。こうした背景を持つ3Rという概念が日本で浸透したというのだから面白い。1990年代後半には廃棄物問題に取り組む市民や一部の行政の間で広がり、市民権を持ち始めるようになった。2000年に成立・施行された循環型社会形成推進基本法において、廃棄物の発生抑制、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、適正処理の優先順位が示された。

そして、2004年、アメリカのジョージア州シーアイランドサミットで当時の小泉純一郎首相が3Rイニシアティブを提案し、G8の国々で受け入れられるに至って、3Rは世界に発信されることになった。現在では3Rは廃棄物処理の優先順位Waste Hierarchyの概念に昇華されるまでになっている。

日本では、3Rは廃棄物問題解決に向けての国民運動の標語として定着している。例えば、1991年にリサイクル推進協議会として発足した民間非営利組織は、2002年にはその名をリデュース・リユース・リサイクル推進協議会（略称：3R推進協議会）と改め、企業や自治体そして市民の間での3R活動の推進役を担っている。また、1994年にごみ減量化推進会議として発足した民間非営利組織は、2024年には3R活動推進フォーラムから3R・資源循環推進フォーラムと名を改め、

3Rの推進、そして資源の高度な循環利用の旗振り役として活動している。

4. 経済社会の構造改革

「分ければ資源、混ぜればごみ」から「3R」への変化は、言葉の変化以上のことを物語っている。前者は、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした上で、排出された廃棄物を分別し、再資源化することを意味している。ところが、後者では優先順位として最初に来るのが「発生抑制（発生回避）」という概念であるところに本質的な違いがある。つまり、もともと廃棄物にならないようなモノ作りをし、廃棄物を発生させないような消費をしなければならないことが主張されているのである。

つまり、生産にせよ消費にせよ、これまでの在り方を見直し、変革しなければならず、これは経済社会の構造改革を要請していることに他ならない。従来型の経済社会では、まずは生産と消費がありきであって、排出された廃棄物はただ淡々と処理することが求められていた。だが、これは持続的ではない。循環型社会と呼ばれる新しい経済社会では、廃棄物の発生が回避され、資源が循環利用されるような仕組みが構造化されていなければならないのだ。

ここに、市場競争を基盤にした従来型の資本主義経済の難点が見て取れる。家庭系のごみを中心とした一般廃棄物にせよ、産業活動から排出される産業廃棄物にせよ、その社会的費用は生産物あるいはサービス（用役）の費用に正しく反映されるわけではなく、そのため、リユース・リサイクルを含めた廃棄の費用が市場経済には反映されにくいのである。

一般廃棄物の処理では市町村などの自治体が税金を使って処理するから、廃棄物になりやすい製品あるいはリユース・リサイクルしにくい製品を作っても企業には何の費用も生じない。だからそのような環境負荷の大きな製品が作り放題ということになる。また、産業廃棄物処理の場合では、規模の小さい処理事業者が不利な立場で排出事業者から処理を委託され、適正処理に見合わない費用で処理するという事態が多く

見かけられた。これが産業廃棄物の不法投棄、不適正処理、不正輸出の誘因となった可能性も否定できない。ここでも、正しい処理費用のシグナルが企業に伝わっていなかったのである。

もとより、正しい廃棄の費用が市場で実現すれば、それを反映して生産物の価格も上がらざるを得ない。それを消費者は受け入れる必要があるのだが、そのような精神的態度はまだ醸成されていなかったことも問題である。これでは企業も適正な廃棄の費用を反映させた値付けをしにくくなる。

5. 画期的な政策、拡大生産者責任

この困難な事態を打開するために導入された政策概念が拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility：略してEPR）である。EPRはスウェーデンの研究者、Lindqvistによって初めて包括的に提示された概念で、現在多くの国々で採用されている資源の循環利用の基本原則である。

EPRは大きく分けて2つのタイプがある。1つは、生産物が使用後の段階に至ったとき、当該生産物の生産者が廃棄物処理やリサイクルに要した費用を支払うという責任（財政的ないし金銭的責任）であり、もう1つは、生産者が廃棄物処理やリサイクルを自ら行う責任、もしくは廃棄物処理・リサイクルの管理運営を担う責任（物理的ないし管理運営的責任）である。

EPRが適用されるのはおもに消費に供される財であり、その場合、EPRが適用された生産物について廃棄物処理・リサイクルについての責任の一部ないし全部が自治体から生産者に移転されることになる。こうして自治体は廃棄物処理・リサイクルの費用の負担が軽減される一方、当該生産者には廃棄物処理・リサイクルの費用が生産費の一部となることによって費用の負担感が生じる。

廃棄物処理・リサイクル費用の負担感が生産者に感じられると、当然生産者には廃棄物の発生回避あるいは易リサイクル設計の実施などいわゆる環境配慮設計の動機が生じる。つまり3R実施の動機が構造化されることになるのだ。言われてみれば何か当たり前のこと

に感じられるが、EPRは偉大な社会科学的発見であると筆者は思っている。LindqvistはEPRの効果を言葉で直感的に示しているが、筆者は数理解析的モデルを用いて彼の主張が妥当する厳密な条件を示している。

追って説明するように、EPRの考え方は日本の一部の個別アイテムのリサイクル法に適用され、実際それぞれのアイテムについて生産者に廃棄物の発生抑制そして資源の循環利用に向けての方向付けを与えている。だが留意すべきこともある。EPRは有効な政策手段ではあるが、それだけでは循環型社会を形成する力としては弱い。排出者が分別排出に協力する一方、廃棄物処理・リサイクル業者は適正な廃棄物処理・リサイクルを実行することが伴わなくてはならない。つまり、EPRは排出者責任及び処理・リサイクル事業者責任と同期することによって初めて循環型社会を実現する大きな力となり得るのである。

6. 廃棄物処理およびリサイクル関連法の整備

「分ければ資源、混ぜればごみ」から「3R」へという政策の変化は経済社会の変革を予感させたが、EPRが廃棄物処理およびリサイクル関連の法体系の中に一部具現化されることによって循環型社会への変革が一層明確になった^図。とりわけ、容器包装リサイクル法では財政的・金銭的EPRが、家電リサイクル法および自動車リサイクル法では物理的・管理運営的EPRが実現したことは注目に値する。

さて、図を見ると明らかなことだが、これらの法律が層構造をなしているという点に注意したい。環境基本法を最上位の法律として、その下に循環型社会形成推進基本法があり、更にその下に廃棄物処理法・再資源化事業等高度化法・資源有効利用促進法がある。更に、これら上位の法律を支え、廃棄物の処理や適正なリユース・リサイクルを実現するためにプラスチック資源循環法や個別アイテムのリサイクル法が備えられている。循環型社会実現のための法体系が一貫していることが感じられる。

だが、これらの法律は徐々に成立・施行されたわけであって、一挙にできあがったのではない。特に、歴

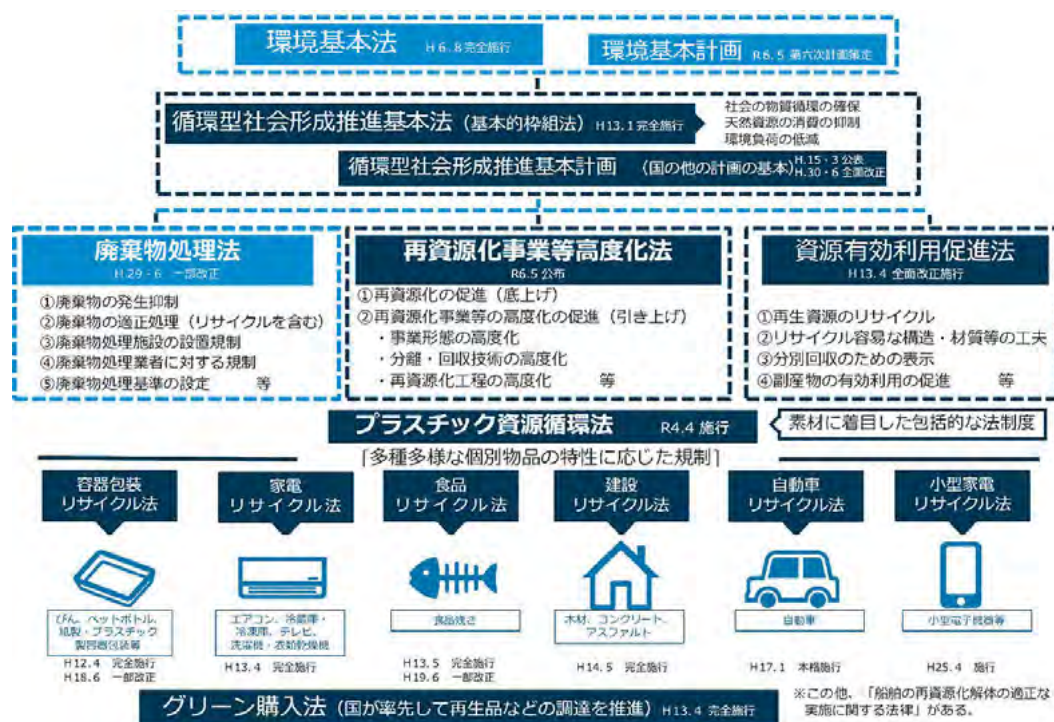


図 廃棄物処理・リサイクルの法体系

資料出典：環境省（2024）『資源循環の高度化を通じた循環経済への移行』

史的過程を考えたとき、廃棄物処理・リサイクルの法体系の中で実際重きを置かれているのが廃棄物処理法であることは押さえておくべき重要な論点である。廃棄物処理法はこれらの法律の中で最も古い法律である。しかも廃棄物の適正処理を司り、かつ廃棄物の定義を与えるのみならず一般廃棄物と産業廃棄物の区分を規定しているため、他の法律は廃棄物処理法との関係性を配慮しつつ成立・施行されという経緯を記憶しておくべきだろう。

このことには次の重要なことが含意されている。すなわち、生活環境の保全と公衆衛生向上の観点から廃

棄物の適正処理を実現することを目指した廃棄物処理法が、図で示された法体系の基底をなしているのであり、その他の法律、とりわけ個別アイテムのリサイクル法は廃棄物処理法を支える法律として位置づけられているといっても過言ではないのだ。

このように廃棄物処理法の存在は非常に重く、その後の廃棄物行政、そして資源循環政策の経路を規定することにもなる。もとより廃棄物処理法の重要性は否めないが、この経路依存的性格のメリット・デメリットを十分考慮して政策を展開しないと、資源の高度な循環利用を促進する政策の道筋を誤る恐れもある。

小括：3Rと循環型社会の形成

「分ければ資源、混ぜればごみ」から「3R」そして拡大生産者責任への政策展開は、地域由来の廃棄物処理・リサイクル政策が全国的に展開し、3Rが経済社会に構造化されたプロセスとみることできる。このプロセスを通じて大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却する循環型社会が形作られるのである。更に、2018年に閣議決定された第5次環境基本計画で提唱された地域循環共生圏の概念がこれに加わると、地域と地域がつながり全国レベルでの円滑な資源の循環利用の見通しがつくことになる。

だが、以上の議論で1つ重要な要素が欠けていることに気づかされる。それは「経済」という要素である。3RやEPRによって支えられた循環型社会が機能するためには経済的な裏付けがなければならない。資源循環のために必要な費用を誰がどのように負担するのか、新しい付加価値をどう創出するのか、重要な問いへの答えが必要なのである。「循環経済」、それがこの問いへの答えなのである。

循環型経済で未来を作る：欧州の最新動向と成功事例

第6回 サステナビリティへの逆風 — 欧州・米国で何が起こっているのか、日本は対岸の火事か —

北谷 拓真 KITADANI TAKUMA

Phoenix Designe Lab インパクトパートナー / MBA (経営学修士)
Erasmus University Rotterdam Sustainable Finance Course 修了

1984年、神奈川県川崎市生まれ。法政大学卒業後、経営学修士 (MBA) を取得。日系化学メーカーにて欧州地域事業責任者を務め、4年間ベルギー・ブリュッセルに駐在。2016年よりライフワークとしてサーキュラーエコノミーの活動に取り組んでいる。現在はオランダ・アムステルダムを拠点に、インドネシア出身の妻と3人の子供と暮らしながら、大手素材メーカーのライフサイエンスビジネス欧州事業責任者として活動。また、日本から欧州を視察する団体のツアーコーディネーターや、サーキュラーエコノミーに関する講演・コンサルティングも行い、欧州と日本をつなぐ架け橋として幅広く活動している。



1. はじめに

今年からロッテルダム経営大学院 (RSM) のサステナビリティ・マネジメント修士課程で学んでいる。プラネタリーバウンダリー (地球の環境限界) を起点に、様々なフレームワークを通じて、地球の限界に対してビジネスはどう向き合うべきかを日々議論する場だ。

そこで学ぶ内容と、私が欧州の現場で耳にすることの間には、今、奇妙なズレが生まれ始めている。「CSRDの対象が大幅に絞られた」「ESGという言葉が政治的に危険になっている」「大手資産運用会社が気候変動の連合から次々と離脱している」——そうした話題が、ビジネスの場で当たり前のように交わられるようになっている。

日本でもサステナビリティへの社会的な熱量が落ちてきたという声を聞く。だが、表面に感じる「温度感」と、制度の歯車が実際に動いているかどうかは、別の話だ。今回はその問いを正面から考えてみたい。

2. 欧州で何が起こっているのか — 規制強化から大幅簡素化へ

第3回の連載でも触れたように、EUは2020年代前半にかけてグリーンディールを旗印に、サステナビリティ関連の規制を矢継ぎ早に打ち出してきた。企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)、企業持続可能性デューデリジェンス指令 (CSDDD)、炭素国境調整措置 (CBAM) ……。その規制の波は「ブリュッセル効果」とも呼ばれ、EUと取引する世界中の企業

に影響を及ぼすものだった。

特にCSRDは、従来の非財務報告指令 (NFRD) の適用対象だった約1万1,600社から、約5万社へと開示義務を一気に拡大する、野心的な制度設計だった¹⁾。日本企業のEU子会社も例外ではなく、多くの企業がタスクフォースを組んで対応に動いていた。

ところが2025年2月、欧州委員会は「オムニバス簡素化パッケージ」を発表し、状況は一変する²⁾。競争力強化を掲げる第2期フォン・デア・ライエン政権のもと、CSRDとCSDDDの大幅な規制緩和が提案されたのだ。その後、長い交渉を経て2026年2月に成立した改訂指令では、CSRDの適用対象企業は約5万社からわずか4,000～6,000社程度にまで激減した。

ただし重要な点がある。簡素化されたのは「対象範囲」と「報告の負荷」であって、EUが2050年カーボンニュートラルという目標そのものを撤回したわけではない。制度の温度計が少し下がったからといって、制度の歯車が止まったわけではないのだ。

3. 政治の構造変化 — 右派連携がサステナビリティ規制を揺るがす

この規制簡素化は、単なる行政効率化の話ではない。背景には、欧州政治の構造変化がある。

2024年の欧州議会選挙で極右・右派勢力が議席を伸ばしたことで、議会内のパワーバランスが変化した³⁾。オムニバス法案の審議過程では、中道右派のEPPが従来の中道派連立を離れ、極右勢力との連携によって法案を可決するという、従来では考えにくい事態が

生じた。フランスのマクロン大統領、ドイツのメルツ首相という2人の指導者がCSDDDの廃止を公然と求めたことも、衝撃をもって受け止められた。

こうした動きの背景には、欧州の産業競争力への深刻な懸念がある。規制対応コストとエネルギーコストの高騰が重なり、欧州の化学産業で工場閉鎖が相次いでいるという現実だ。中国やインドとの価格競争に太刀打ちできなくなっている企業が増えており、「サステナビリティ規制が産業の空洞化を加速させている」という声は、現場レベルでは切実だ。グリーンディールは継続されているが、その実装速度と強度の見直しは避けられない状況になっている。

理想が現実の重力に引っ張られながら着地点を探しているのが、今の欧州の姿だ。

4. 米国のバックラッシュー ESGが「政治の武器」になった日

欧州で起きていることが「競争力を理由にした実務の後退」だとすれば、米国で起きていることはやや性質が異なる。ESGそのものが、政治的イデオロギーの争点になっているのだ。

トランプ政権の返り咲き以降、連邦政府レベルでの脱炭素政策は大きく後退した。その象徴的な出来事が、洋上風力発電への圧力だ。デンマークの大手再生エネルギー企業オーステッドは、米国で進めていた洋上風力プロジェクトに対して内務省から作業停止命令を受け、株価が大幅に下落した⁴⁾。その後、法廷で作業再開を認められたものの、今では公式サイトで「アメリカへの投資」を前面に打ち出すという、政治的配慮を優先させた姿勢が際立っている。

より根本的な変化は、金融の世界で起きている。世界最大の資産運用会社ブラックロックは、2020年代前半にESG投資の旗手として「気候リスクは投資リスクだ」と世界に向けて発信し、ネットゼロを目標とする国際的な投資家連合にも参画していた。ところが共和党が主導する米国の複数の州が「ESG政策が化



写真 欧州議会議事堂。27カ国の旗が並ぶこの場所で、サステナビリティ規制の大幅な簡素化が決定された。

©European Union 2019 / CC BY-SA 4.0

石燃料産業を不当に締め出している」として法的・政治的攻勢を強めると、ブラックロックはネットゼロの投資家連合から離脱し、ESGや気候変動への言及を公式文書から事実上消した⁵⁾。2021年に株主提案の40%以上に賛成票を投じていた環境・社会関連議案への支持率は、2025年にはわずか2%を下回るまでに低下している⁶⁾。

米国ではESGはもはや中立的な概念ではなく、政治的攻撃の標的になっている。

皮肉なことに、ブラックロックは欧州では逆の方向から批判を受けている。オランダの大手年金基金が「気候変動への取り組みが不十分だ」としてブラックロックとの関係を解消したのだ。大西洋の東西で正反対の批判を受けるというこの状況は、ESGを巡る地政学的な断絶がいかに深刻かを示している。そして欧州ではこの断絶に関わらず、開示義務化の制度化そのものは粛々と進み続けているという事実が重要だ。熱量と制度は、やはり別物なのである。

5. それでも前進する企業たちー 制度が揺れても足を止めない理由

政治的な逆風が吹く中でも、消費者のサステナビリティへの需要は衰えていない。PwCが2024年に31カ国・2万人以上を対象に実施した調査では、インフレ懸念が高まる中でもサステナブルな商品に平均

9.7%のプレミアムを支払う意思があることが示された⁷⁾。さらにGlobeScanが2025年3月に米国で実施した調査では、過去1ヶ月以内にエコフレンドリーな商品を購入したと回答した人が49%に達し、2024年8月の43%から増加している。また、サステナブル商品に関心がない層はわずか15%に過ぎない⁸⁾。政治の温度と消費者需要は、別物なのだ。

こうした消費者需要を的確に捉え、着実に前進を続けている企業もある。ドイツの建材大手ハイデルベルク・マテリアルズだ。同社はノルウェーの工場にCCS（二酸化炭素回収・貯留）設備を導入し、世界で初めて産業規模でのCO₂回収に成功。この技術を用いた「カーボン回収セメント」を「evoZero」というブランドで2025年に市場に投入した⁹⁾。欧州の大手建設会社がこの製品を採用し始めており、株価も2025年を通じて約88%上昇した。

この事例が示しているのは、「規制への対応」としてではなく、「ビジネスとしての必然性」からサステナビリティに投資してきた企業は、政治的な逆風の中でもブレないという事実だ。規制が変わっても、気候変動というリスク自体は変わらない。熱意の有無にかかわらず数字が問われる時代が、着実に近づいている。

6.

日本はバックラッシュの「外側」にいるのか？

欧州と米国の動向を眺めながら、日本はどこにいる

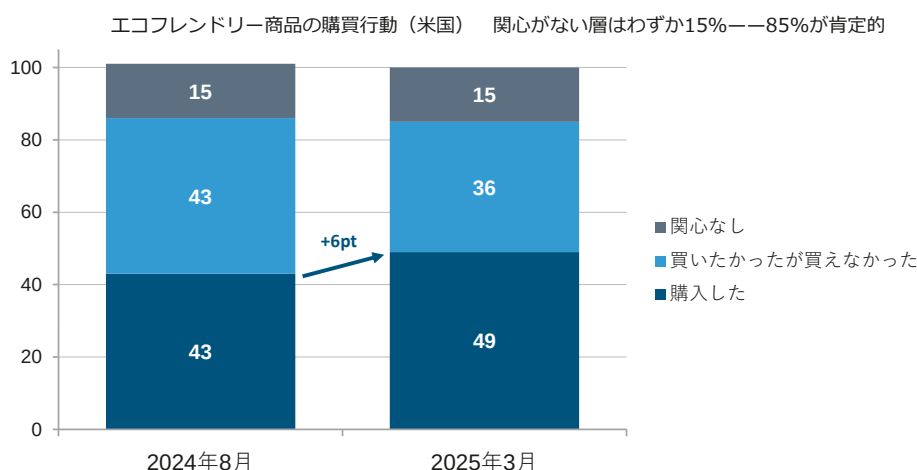


図 バックラッシュがあっても、消費者のサステナビリティ需要は止まらない

出典：GlobeScan, Sustainability in the USA 2025 (n=1,004, 2025年3月)⁸⁾ 筆者作成

のかを考えると、状況はなかなか複雑だ。

一方では、日本はこの逆風の「外側」にいても言える。米国のような政治的なESG叩きは起きておらず、欧州ほど急進的な規制強化もなかった。社会的な熱量という点では「落ちてきた感じがする」という声も聞こえてくる。

しかし制度という観点から見ると、日本もまた粛々と歩みを進めている。2025年3月にSSBJ（サステナビリティ基準委員会）が国内初のサステナビリティ開示基準を公表し¹⁰⁾、2027年3月期から時価総額3兆円以上の東証プライム上場企業への義務化が始まる予定だ。その後段階的に対象が拡大し、2030年代にプライム全上場企業を対象とする方向で議論が進んでいる¹¹⁾。

欧州がCSRDを簡素化している間に、日本は独自の開示義務化に向けて着実に歩を進めている。欧州の「バックラッシュ」をもって日本でも開示対応の必要性が薄れたと判断するのは、危険な誤読だ。さらに日本の大手企業の主要顧客・投資家の多くが欧州に存在し、制度の網目が変わっても、市場の要請は続く。熱量と制度、そして市場の要請——この三つを切り離して考えることが、今もっとも必要なことかもしれない。

7.

おわりに — 温度感と制度は別物である

RSMで学んでいる視点から今の状況を眺めると、「バックラッシュ」と呼ばれる現象は、単純な後退ではなく、大きな転換の摩擦局面として読めてくる。

欧州では、野心的すぎた規制と現実の産業競争力との摩擦から、実用主義的な簡素化が進んでいる。米国では、政治がESGを道具に使うことで、企業の自律的な判断が歪められつつある。どちらも「持続可能な社会への移行」という方向性そのものを否定するものではないが、そこへ至る道りが一直線ではないことを改めて

示している。

だが見落としてはならないのは、この「逆風」の中でも制度の歯車は止まっていないということだ。欧州の開示義務は対象を絞りながらも継続し、日本でも開示基準の義務化が粛々と進んでいる。

社会的な熱量の高低と、制度の進行は別物だ。温度計が少し下がったからといって、歯車が止まったわけではない。その両方を冷静に読み解く目を持つこと——それが今、欧州と日本をつなぐ立場にいる者として、現場から伝えたいことである。

参考資料

■ EU規制・オムニバス法案

- 1) EU日本政府代表部「近年立案された主なEU規則等」
[URL https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100904955.pdf](https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100904955.pdf)

- 2) 欧州委員会 オムニバス簡素化パッケージ（2025年2月）
[URL https://ec.europa.eu/](https://ec.europa.eu/)

■ 欧州政治・議会

- 3) EU日本政府代表部「欧州議会選挙結果」
[URL https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100738006.pdf](https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100738006.pdf)

■ Ørsted・洋上風力

- 4) Ørsted Annual Report 2024 / プレスリリース（2025年）
[URL https://www.orsted.com/](https://www.orsted.com/)

■ ESGバックラッシュ・ブラックロック

- 5) Semafor, "BlackRock is writing a playbook for navigating the ESG backlash" (June 2025)
[URL https://www.semafor.com/](https://www.semafor.com/)
- 6) ESG Dive, "BlackRock's support for environmental, social proposals dips to less than 2% in 2025" (September 2025)
[URL https://www.esgdive.com/](https://www.esgdive.com/)

■ 消費者調査

- 7) PwC Voice of the Consumer Survey 2024（31カ国・20,000人以上）
[URL https://www.pwc.com/gx/en/news-room/press-releases/2024/pwc-2024-voice-of-consumer-survey.html](https://www.pwc.com/gx/en/news-room/press-releases/2024/pwc-2024-voice-of-consumer-survey.html)
- 8) GlobeScan, Sustainability in the USA: What Consumers Think and Expect in 2025（2025年3月、n=1,004）
[URL https://globescan.com/](https://globescan.com/)

■ Heidelberg Materials・evoZero

- 9) Heidelberg Materials プレスリリース（2025年6月・10月）
[URL https://www.heidelbergmaterials.com/](https://www.heidelbergmaterials.com/)

■ SSBJ・日本の開示義務化

- 10) サステナビリティ基準委員会（SSBJ） サステナビリティ開示基準（2025年3月公表）
[URL https://www.ssb-j.jp/](https://www.ssb-j.jp/)
- 11) 金融庁 サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ（2025年7月）
[URL https://www.fsa.go.jp/](https://www.fsa.go.jp/)

第18回 廃棄物行政の現場から見た制度の歩み



きたむら よしのぶ
北村 喜宣

上智大学法学部 教授

神戸大学法学部卒 専攻は、環境法学、行政法学。著書として、『産業廃棄物への法政策対応』（第一法規出版、1998年）、『産業廃棄物法改革の到達点』（グリニッシュ・ビレッジ、2007年）、『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、2019年）、『環境法〔第6版〕』（弘文堂、2023年）等。



ながおか ふみあき
長岡 文明

BUN 環境課題研修事務所 主宰

宇都宮大学大学院工学研究科環境化学専攻修了。山形県職員として本庁、保健所等で、廃棄物処理法等29年間担当、2009年3月早期退職。BUN環境課題研修事務所開設、今日に至る。著書として『土日で入門、廃棄物処理法』、『廃棄物処理の基礎から実務まで』等



さとう いずみ
佐藤 泉

佐藤泉法律事務所 弁護士

早稲田大学第一文学部卒 環境関連法に関する法律相談、訴訟等を専門とする。第一東京弁護士会 環境保全対策委員会所属。著書として『廃棄物処理法重点整理』（TAC出版、2006年）等。

1. 環境衛生から始まった行政キャリア

【佐藤】 長岡様とは、山形県職員として廃棄物行政を担当されていた頃から親しくさせていただいています。廃棄物処理法の改正や、その解釈の細かな点まで多くを教えていただきました。あらためて、これまでのご経歴をお聞かせください。

【長岡】 私は昭和55年に山形県へ化学職として採用されました。当時は法律の知識がほとんどなく、最初の配属は地元の小さな保健所の環境衛生係でした。廃棄物処理法以外の業務が圧倒的に多く、厚生省所管のうち食品衛生と薬事を除くほぼすべてが環境衛生の担当でした。

具体的には、理容・美容、クリーニング、旅館、興行場、公衆浴場、水道、ビル管理法、墓地法など、多岐にわたる法令を扱っていました。その中の一つとして廃棄物処理法を担当し、化学職としての知識を生かしながら、法律を学びつつ業務を進めてきたという経緯です。

【佐藤】 廃棄物処理法の解説本を何冊も出されていますが、ご執筆のきっかけをお聞かせください。

【長岡】 廃棄物処理法は非常に分かりにくく、10年20年と経験する中で、処理業者や排出事業者にお伝えする際、さらには後輩、異動してきた上司にレクチャーする際、法律だけを示しても理解されないと痛感していました。そこで、厳密には正確でない部分があっても、分かりやすく納得できる表現が必要だと考えたことが執筆の出発点でした。

当時、(公財)日本環境衛生センターの月刊誌『生活と環境』のコラムを上司から任され、自由に書いたところ好評を得て、同センターとの関係が始まりました。初期の著作は1人で執筆しましたが、3作目、4作目には、1人では落とし穴に気付けない怖さを覚え、6人ほどで共同執筆しました。

平成15年、環境省森谷産業廃棄物課長（当時）が廃棄物処理法の改正にあたり意見を聞くため、全国の第一線の自治体職員6～7人を集めました。そこで議論した際に、彼らの知識の深さに触れ、分からないのは自分だけではなく制度自体が難解なのだと気づき、このメンバーとなら誤りのない本が書けると確信し、共同執筆に至りました。

【佐藤】 中でも『廃棄物処理法 いつできた?この制度（令和版）』は良書だと思います。

2. 廃棄物処理法が歩んだ変遷の方向性

時代に応じたルール追加と制度の複雑化

【北村】 長岡様は、1970年に制定された廃棄物処理法を長年見てこられました。大きな改正を重ねてきたこの法律は、どのような方向に変化してきたと感じておられますか。

【長岡】 廃棄物処理法は、その時々で必要とされたルールを条文化してきた法律だと思います。社会が変われば求められる規制も変わり、それに合わせて“パッチワーク”のように新しいルールが継ぎ足されてきました。

制度を作る側には事情があるのですが、現場としては「古いルールは整理してほしい」と感じることもあります。廃止されないまま新しい規定が積み重なるため、全体として分かりにくくなり、社会の複雑化とともに法律も複雑化してきたと感じています。

私が最初に廃棄物行政を担当した昭和55年当時は、まだ大きな改正もなく、条文も比較的素直に読めました。JW版の法令集もB5判で、厚さ5ミリほどで必要な条文と通知が収まっていました。

現在はご存じのとおり、A4判で厚さ5センチほどになり、条文量は格段に増えています。これだけ増えたということは、それだけ社会の仕組みが複雑になり、法律もそれに対応してきたということだと思います。

【北村】 私も授業の関係で『六法全書』を確認しますが、廃棄物処理法のページ数は年々増えています。制定当初は30条程度だったものが、現在は160条ほどになっています。制度が拡張され続けてきたことを、条文数からも実感します。

平成3(1991)年の大改正がもたらした制度転換と自治体現場の対応

【北村】 改正のなかで、印象深いものをいくつかあげていただけませんか。BUN先生流の解説もお願いします。

【長岡】 私が最も大きかったと感じる改正は、平成3年改正で、平成4年7月から施行されたものです。昭和の終わり頃、山形県では県外産廃が年間70万トンほど搬入され、当時の埋立地は2年で満杯になる状況でした。国の政策を待つ余裕はなく、県として指導要綱を作り、県外産廃搬入の事前協議制を導入しました。

全国的にも大規模不法投棄が相次ぎ、平成4年からは許可制度が期限付きとなり、処理施設も届け出制から設置許可制へ移行しました。特別管理制度もこの時期に始まり、平成3～4年の改正は、制度の骨格を大きく変えたものだったと思います。

【北村】 届出制から許可制への移行は大きな規制強化で、相応の社会的背景がなければ実現しません。規制を受ける側の抵抗も大きかったはずですが、それでも改正が進んだのは、現場で「何とかしなければ」という強い機運があったからでしょうか。

【長岡】 そうですね。法改正の必要性は強く感じていました。ただ、地方自治体としては制度設計までは分からず、「改正するなら早めに知らせてほしい」というのが正直な思いでした。

平成3年改正は平成4年7月6日施行でしたが、その日になっても施行通知が届きませんでした。条例はどうしても作らなければならず、しかし県庁では日中は電話と来客で作業が進まない。そこで課長が4～5人のプロジェクトチームをつくり、「県庁にいらなくていい」と言われ、蔵王温泉に泊まり込みで条例を作ったことを覚えています。

【北村】 国の施行令やガイドラインは、昔も今も施行日のぎりぎりに出されます。中央省庁はそれで一区切りですが、自治体は翌日から住民対応が始まるわけで、非常に厳しい状況だったと思います。

【佐藤】 当時の条例は、県外廃棄物流入対策と産業廃棄物処理施設設置における事前協議が中心だったのでしょうか。

【長岡】 はい。県外産廃の事前協議や、処理施設設置に関する手続きを検討しました。ただ、住民同意の関係も有り、県外産廃搬入や処理施設設置の手続きは条例に盛り込めず、私の県では、指導要綱での

対応となりました。それでも一定の効果があり、業者の多くが従ってくれました。

【北村】 当時、山形県に新規施設を造ろうとする事業者は、既にどこかで許可を持っていたのでしょうか。

【長岡】 ブローカー的な人もいましたし、実績のある業者、地元の方もいました。ただ、社会的に産廃問題が大きく取り上げられ、民間だけでは処理施設が造りにくい状況でした。そこで規制だけでなく県も積極的に関与すべきだとして、平成2年頃から公共関与事業を始めました。私はその担当として本庁に呼ばれ、「最終処分場と焼却炉を造る」と言われました。今まで事業者に指導する立場でしたが、自分が造る側になるとは思わず、非常に勉強になりました。

【北村】 地元調整も含め、すべて担当されたのですか。

【長岡】 はい。まず適地選定から始まり、埋立地の候補地をどう探すかを、身をもって経験しました。こうして処分場の場所は選ばれていくのだと実感しました。

2000年代の規制強化（廃棄物焼却炉の基準強化とミニ処分場の廃止）

【北村】 平成3年改正が最も印象深いとのことですが、その後も2000年代に大きな改正が続いた印象があります。

【長岡】 そうですね。平成4年以降で特に大きかったのは、ダイオキシン問題です。焼却炉の基準が桁違いに厳しくなり、当初は対応できるのか不安もありましたが、結果として全国で黒煙が見えなくなるほど改善しました。平成13年の16条の2による野焼き禁止も含め、焼却に関する社会の意識が大きく変わった時期でした。

【北村】 ダイオキシン規制では多くの中小焼却炉が閉鎖されました。日本では稼働中の施設を止めるのは難しいのに、あれほどの転換が起きたのは、社会的インパクトが大きかったからでしょうか。

【長岡】 そのとおりだと思います。厳しい基準に世

の中が本当に従うのか不安もありましたが、焼却炉については多くが自主的に対応し、結果としてルールが浸透しました。

【佐藤】 焼却・埋立が健全化した後、循環型社会へ向かったわけですが、その前に大きな制度があったのですね。

【長岡】 はい。平成9年頃に「ミニ処分場」を廃止したことは非常に大きかったと思います。安定型3,000㎡、管理型1,000㎡未満であれば設置できる制度でしたが、不法投棄と区別がつかず、1,000㎡以下の不適正処理への指導が非常に難しかった。廃止により不法投棄対策が大きく前進しました。

【北村】 ミニ処分場の廃止前でも、基準自体は守る義務があったのでしょうか。

【長岡】 はい。ただ、安定型廃棄物は基準違反になりにくく、穴を掘って埋めても違法にならないケースが多かったのです。そもそも廃棄物は太古の昔から「埋めるか燃やすか」が常識で、私の子どもの頃も学校にごみ焚き場がありました。その“当たり前”を禁止し、社会全体のルールを変えてきたのが廃棄物処理法だと思います。

【北村】 農家の稲わらの焼却など、農業分野には例外が残っていますね。16条の2の施行令でも農業は大きく適用除外になっています。

【長岡】 日本は農業国としての歴史が長く、農家には比較的寛容な面があるのだと思います。ただ、平成12年の通知でも、ビニールや廃タイヤを燃やす行為は明確に禁止されています。とはいえ、田舎では今でも庭先で燃やすお年寄りもおり、意識の浸透には時間がかかる部分もあります。

3. 許可不要制度と国・自治体の役割

広域リサイクルに不可欠な許可不要制度

【佐藤】 最近は廃棄物処理法や各種リサイクル法で、広域処理や資源循環を推進するため、廃棄物処理業の許可不要制度が増えています。自治体の立場から、どのように評価されますか。

【長岡】 私は、許可不要制度は必要だと考えていま

す。特に一般廃棄物は市町村の自治事務で、市町村ごとの許可が必要です。全国規模で一般廃棄物を扱う場合、1,700近い市町村すべてで許可を取る必要があります、これではリサイクルは進みません。

また、市町村ごとにリサイクル施設を整備するのは現実的ではなく、広域的なスケールメリットが不可欠です。そのため、一定の物と行為について許可を不要とする制度は、循環型社会の形成にとって重要だと思います。

一方で、資源高度化法、資源有効利用促進法、プラ資源法などの認定制度は国が行い、自治体とは切り離されています。公共団体同士で協力すべきとはいえ、自治体の業務ではない部分にどこまで関与すべきか、現場としては悩ましいところです。

プラスチック資源循環法では既に複数の認定が出ていますが、自治体職員が制度を十分理解しているかという点、忙しさもあり必ずしもそうではありません。サーキュラーエコノミーを進めるには、国と自治体が同じ情報を共有し、制度を共通理解することが必要だと感じます。

【北村】 廃棄物処理における国と自治体の役割はケース・バイ・ケースですが、高度化法では施設整備は国が直営で行う一方、許可後のメンテナンスは自治体に任せられます。国策として要綱や条例の適用除外を設け、整備しやすくしているように見えますが、自治体としては「それなら後の運用も国で担ってほしい」と言いたくなる場面もあるでしょう。

4. 高度化法の認定制度と国・自治体の役割

【佐藤】 再資源化事業等高度化法では、高度な再資源化を推進するため、類型1～3の大臣認定制度が定められています。この制度の可能性についてご意見を伺えますか。

【長岡】 類型3の「分離・回収認定」は、産廃なら15条、一廃なら8条の設置許可が前提で、その上で認定対象になる仕組みです。新規許可は自治体が出し、変更時のみ許可不要となります。

また、類型2の対象品目は、まず太陽光パネル、リチウム電池、ニッケル電池の3品目が大臣告示で指定されました。これらは既に自治体許可で処理してきた実績があり、「自治体では難しい」ということはないと感じています。ダイオキシン規制の際も、分からない中で専門家に聞きながら対応してきました。自治体職員が対応できないということはないと思います。

ただし、新技術だから国が担うというなら、それは構いません。ただ、認定を出した以上は最後まで責任を持ってほしいというのが自治体の本音です。認定だけ国が行い、問題が起きたら自治体が措置命令を出すというのは、バランスが取れません。

不適正処理が起きた場合、改善命令や措置命令を誰が出し、その後始末を誰が担うのか。認定を出していない自治体が行政処分だけ行うのは、制度として無理があるように思います。

【北村】 国会答弁では「国がサポートする」と言っていますね。

【長岡】 サポートではなく、主体的に責任を持ってほしいというのが現場の感覚だと思います。

【佐藤】 家電リサイクル法では、経済産業省と環境省が小売店などに積極的に立入検査をしています。高度化法でも、環境省が認定業者から実績の報告を受け、また立入検査をするなどを期待できるのではないのでしょうか。

【長岡】 国がしっかり関与してくれるなら、循環型社会の観点からも望ましいですし、自治体の業務負担も将来的には軽減される可能性があります。ただ、認定を取れるのは大企業など優良な事業者が中心でしょう。自治体が最も手間を取られるのは、むしろ質の悪い業者への対応で、そこは引き続き自治体が担うことになると思います。

【北村】 高度化法の対象に、そうした事業者が参入する可能性は低いでしょうから、その点の懸念は小さいかもしれません。

5. 違法ヤード対策と新たな許可制度

【佐藤】 2026年の廃棄物処理法改正では、違法ヤード対策として金属スクラップや廃プラスチック類の保管・処分に許可制度が導入されます。業界への影響をどう見ますか。

【長岡】 今回のヤード規制は、雑品スクラップ問題と、資源高度化法・資源有効利用促進法の“裏表”の関係にあると思います。本来は廃棄物になる前に資源化する良い事業ですが、規制がなかったため環境汚染や火災が多発し、社会問題化しました。

そこで新たに「要適正保管・再資源化・金属くず・プラスチックくず」、略して私は“要適金プラ”と呼んでいます。これを自治体が許可する仕組みになります。結局、国の制度と自治体の実務が連動しなければ機能しない時代になったと感じます。

【北村】 廃棄物処理法は分かりにくい部分が多いですね。

有害使用済機器制度の教訓

【長岡】 平成29年の有害使用済機器制度ができたときに、私は講演で、買い取りだけで成り立つ事業者はほとんどおらず、実際には処理料金を受け取っている部分がある以上、無許可行為であり、本来は“やめるか許可を取るか”が筋だと説明してきました。

しかし、法律に届け出制度ができると、新任担当者は「制度があるから」と届け出を受理してしまい、後に住民苦情で苦慮する。結果として制度は6～7年で廃止され、要適金プラの許可制度へ移行することになりました。

要適金プラは許可制度となり、罰則も拘禁刑5年が想定されています。ただ、産廃処理業の許可を持っていれば別途許可は不要で、有価物も廃棄物も扱えます。わざわざ要適金プラ許可を取るメリットは乏しく、制度の本質は「やめさせる」点にあると思います。

つまり、有害使用済機器制度と同じく、「産廃処理業許可を取れないなら、その行為自体をやめなさ

い」というメッセージです。今度こそ制度の趣旨が正しく運用されることを期待しています。

結局、届け出制でも許可制でも、悪質事業者を排除する姿勢がなければ機能しません。環境省は産廃アカデミーなどで行政処分的重要性を20年近く強調してきました。自治体職員も、優良業者を伸ばすだけでなく、悪質なものを見極めて排除する力を継続的に育てる必要があると感じています。

【北村】 結局は、不利益処分をいかに行えるかに尽きるように思います。

【長岡】 そのとおりです。私自身、行政マンとしては“劣等生”で、当時は行政処分がなかなかできませんでした。処理基準違反は直罰ではなく改善命令で、従わなければ初めて刑事罰に至る仕組みです。しかも処理基準は飛散・流出・悪臭・地下浸透といった抽象的な表現で、数値基準もなく、なかなか踏み込めませんでした。

先輩方も措置命令や許可取消しをほとんど行っておらず、悪質業者にどう立ち向かうか悩みました。平成10年代に欠格要件が強化され、産廃アカデミーで行政処分の人材育成が進んだことは大きな意義があったと思います。最近は処分経験のない職員も増えているので、悪質業者がいる場合には積極的に行政処分を経験してほしいと感じます。

制度運用と地元調整の課題

【佐藤】 産業廃棄物処理業者からは、新たな許可の取得や変更許可に時間がかかるため、設備の改善や増強が難しいという声を聴いています。良い業者を育成し、施設改善を促すにはどうすればよいのでしょうか。

【長岡】 高度化法の3類型ができて、地方のルールを完全に飛び越えることは難しいと思います。自治体としては住民の反対運動を避けたいので、丁寧な説明や事前相談、情報開示は不可欠です。結局、現行の指導要綱や条例と大きく変わらず、認定だからといって地元説明なしに施設を造れるわけではありません。

法律どおりに進めると生活環境影響調査のみが要件になりますが、自治体はそれ以上の対応をして

きました。国がすべて担う形になると、住民は「制度が緩くなった」と感じ、不信感が生じる懸念があります。

認定を取るのは大企業などしっかりした事業者でしょうが、住民にとっては「家の近くに施設ができる」ことが最大の関心事です。生活環境被害の不安があれば、当然説明を求めます。そうすると、結局は従来と同じように地元説明が必要になります。

さらに、施設が稼働して苦情が出た際、「苦情は自治体で受けてください」と国が言うのは理屈が通りません。認定の瞬間だけ国が関与し、その後は自治体に任せるとするのは、住民から見ても納得しがたい構造です。

【北村】 許可の瞬間だけで、あとは「私は知らない」というのは、確かに無理がありますね。

6. 国主導の拡大と廃棄物行政の人材育成

【佐藤】 今後、資源循環では国の役割が大きくなると思われます。廃棄物行政の人材育成や国と自治体の連携について、ご意見を伺えますか。

【長岡】 平成15年頃から、環境省森谷産業廃棄物課長（当時）のもとで産廃アカデミーが始まり、地方の優秀な人材が講師やカリキュラムづくりに参加しました。行政処分を行える職員を育てるという点で大きな効果がありましたが、コロナで中断しているのが残念です。行政処分ができる人材育成は、ぜひ再開してほしいと思います。

もう一点、市町村の一般廃棄物行政が今後も維持できるのか懸念があります。一般廃棄物は市町村の自治事務で、処理計画の策定や許可、委託管理など高度な判断が必要ですが、人口数万人以下の市町村では、人事異動もあり、廃棄物処理法を十分に読み込む職員がどれほどいるのか疑問です。

災害廃棄物も一般廃棄物扱いで市町村の自治事務ですが、これも本当に市町村だけで担えるのか、制度の見直しが必要だと感じています。市町村職員向けの研修機会を増やすことが重要です。

自治体の実情に合わせた制度再設計の必要

【佐藤】 最近是一般廃棄物の処理について、SPC（特別目的会社）を活用した民間委託が増え、再資源化、広域処理も進んでいます。ただ、市町村の予算の問題もあり、思い切った改革は難しい状況ではないでしょうか。

【長岡】 自治事務や委任・委託のあり方は、北村先生の専門ですが、特に田舎では一般廃棄物処理計画策定や許可業務を市町村だけで担うのは限界があります。実際の処理は広域組合が担っており、焼却炉も複数市町村が集まってようやく整備できる状況です。業務権限自体を県などに委託する体制が必要ではないかと思います。

【北村】 地方制度調査会でも議論が進んでいます。日本の法律は高度経済成長期の“右肩上がり”を前提に、市町村にも一定の税収と人員があることを想定して作られました。しかし50年経ち、実情と合わなくなっています。

そこで、市町村に義務付けられた事務を国や都道府県に返上する、あるいは地域に応じて“まだら”にする仕組みが検討されています。住民はどこに住んでいても日本国民であり、福祉をどう実現するかは地域に合わせて再設計する必要があります。廃棄物・リサイクル分野も例外ではありません。

【佐藤】 将来的には、下水道のように世帯ごとに廃棄物処理費用を徴収する仕組みになるかもしれませんね。

【北村】 ガスや電気、水道のように個別契約する形もあり得ます。私がアメリカに住んでいたときは、民間業者と契約し、大型のごみ容器が配布されました。日本でも将来、そうした方式に近づく可能性はあります。

ところで、長岡様は多くの執筆をされていますが、「長岡説」が随所に見られます。執筆の実態を教えてくださいませんか。

【長岡】 『いつできた？この制度』を書いた頃から、1人で書くと見落としや誤解が怖いと思い、なるべく共著にしてみました。ただ、どうしても誰かが言わないと区別がつかない“グレーゾーン”があり、数

年前の『対話で学ぶ廃棄物処理法』では、定説・自説・妄説として整理し、自分の考えを明示しました。テーマは、排出者は誰か、中間処理残渣のオリジン説、建物解体時の適用関係、排出者のすり替えなど、定説が固まっていない領域です。そこは「これは妄説です」「これは自説です」と明記して発信するようにしています。

廃棄物処理法に残る“構造的グレー

【佐藤】 廃棄物処理法は厳しい法律ですが、排出者の定義や廃棄物の定義など、グレーゾーンが多いですよ。ヤード問題もそこにつながっています。

【長岡】 弁護士の佐藤先生のように柔軟に運用してほしい部分もありますが、悪質業者には厳格に適用してほしいというのが本音です。

【佐藤】 特に排出者は、廃棄物処理を専門としていないので、法律の理解が不十分なケースが多いですね。

【北村】 廃棄物処理法は、読めば読むほど「おや？」と思う部分が多い法律です。例えば災害廃棄物は、事業活動を伴わないため一般廃棄物とされていますが、22条には「廃棄物」としか書かれていません。産廃という概念がある以上、産廃として扱うロジックも成り立つはずですよ。

しかし現場では「災害廃棄物＝一般廃棄物」という前提が染みつき、そこから抜け出せない。建設発生土も、どう見ても廃棄物なのに、古い通達が“聖典”のように扱われ、制度が動かなくなっている。こうした点は外野としても指摘し続けたいと思っていますので、ぜひ妄説にも加担して発信していただければ嬉しいです。

最後に

法律がつくった新しい社会概念

【長岡】 先生方にも伺いたいのですが、「廃棄物」という単語が辞書に載ったのはいつ頃だと思われますか。私が調べたところ、廃棄物処理法が制定された昭和40年代の広辞苑には「廃棄する」という動

詞はあっても、「廃棄物」という名詞は載っていませんでした。

ところが昭和60年頃になると、「産業廃棄物」という言葉が辞書に登場します。これを見て強く実感したのは、日本人にはもともと“廃棄物”という概念がなかったということです。

不要物や毒物といった概念は昔からありましたが、「廃棄物」という言葉は、廃棄物処理法ができたことで初めて社会に浸透したのだと思います。法律が概念をつくり、その概念が国民の意識に根付いていったわけです。

そう考えると、廃棄物処理法は日本に“廃棄物”という視点をもたらし、社会の仕組みを大きく変えた法律だと感じています。日本人の生活や行政の考え方に新しい枠組みを与えたという意味で、非常に大きな貢献をしてきたルールだと思います。

【北村】 本日は、廃棄物処理法に寄り添ってこられた長岡様のお話を伺い、自分にはない視点からの議論が大変新鮮でした。法科大学院や学部での廃棄物処理法の講義にも参考になる内容でした。

今後ますますのご活躍をお祈りいたします。



一次回号も新たなゲストの方をお迎えいたします。

さらなる進化を目指す水処理施設 —蓄積データを活用し、安全性の向上と省力化に対応—

2026年3月、東海エリア最大級の水処理施設「都田テクノプラント」が竣工した。本施設は、株式会社ミダックホールディングスのグループ会社である株式会社ミダックの新規水処理施設である。本社事業所の既存水処理施設40年ものノウハウを継承し、拡大する需要に対応する。今般、同施設を訪問し、水処理工程の施設を見学し、設立までの経緯や今後について取材させていただいたので、併せて紹介する。

概要 株式会社ミダック

会社名：株式会社ミダック

所在地：静岡県浜松市中央区有玉南町2163番地

設立：1987年8月

従業員数：170名（2026年3月31日現在）

事業内容：産業廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分

【都田テクノプラント】 **写真1**

所在地：静岡県浜松市浜名区新都田一丁目4-10

竣工：2026年3月

施設：中間処理施設（水処理）

処理能力、廃棄物種類： **表**

I 都田テクノプラントの設立の経緯

浜松は日本の製造業の中核を形成する東海エリアの中心地であり、大手自動車メーカーの部品の製造拠点でもある。同社でも自動車関連業（部品製造、めっき）からの排水を多く受け入れている。自社で排水処理施設を持たない中小企業から受託するとともに、処理困難とされる排水も様々な業種の企業から受託し、同社で水処理を行っている。都田テクノプラントは既存設備の更新と拡大する需要に対応するため設立された。

また、同施設は浜松市に多数存在する工業団地の一つである「都田テクノポリス」内にあることから、当該工業団地内の研究施設からの試験廃液等も受け入れる見込みである。



写真1 「都田テクノプラント」全景

表 都田テクノプラント 処理能力、廃棄物種類

処 理 施 設	産 業 廃 棄 物 種 類	処 理 能 力
中和、酸化・還元、 凝集沈殿施設 シアンの分解施設	[特別管理産業廃棄物] 特定有害汚泥^{※2} 特定有害廃酸^{※3} 特定有害廃アルカリ^{※2} 腐食性廃酸 腐食性廃アルカリ 廃酸 廃アルカリ	280m ³ / 日 (24h)
中和、凝集沈殿施設	廃酸 ^{※1} 廃アルカリ ^{※1} 汚泥 ^{※1} 廃油	320m ³ / 日 (24h)
油水分離施設(遠心分離)	廃油	120m ³ / 日 (24h)
油水分離施設(加熱油水分離)	廃油	180m ³ / 日 (24h)
脱水施設(スクリュープレス)	汚泥	191.47m ³ / 日 (24h)
脱水施設(フィルタープレス)	汚泥	432m ³ / 日 (24h)

※1 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む

※2 特定有害…水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、セレン

※3 特定有害…水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン

II 処理工程

搬入された産業廃棄物は性状を確認した後、防液堤に囲まれた安全な専用エリア内のタンクやコンクリートピットに移送し、品目ごとに一時保管し、廃棄物の性状に合わせた処理工程 **写真2** にて安全な状態に変え、適正な処理を行った後に、再利用にも繋げていく。



写真2 メインの反応槽エリア

【廃油】

廃油は加熱油水分離装置を使用し高温度にすることで水と油の分離を促進し、効率的に分離させる。また、遠心分離装置では重力の数千倍もの遠心力を利用した連続処理を行い、油分、水分、固形分の3つに効率良く分離させる。分離後の油分は主に再生燃料としてリサイクルされる。

【廃酸・廃アルカリ】

廃酸や廃アルカリは中和剤の添加によってph

を適正範囲に調整する中和処理、凝集剤の添加によって水中の浮遊物質や溶解性廃棄物、重金属等を効率的に除去する凝集沈殿処理を行う。反応槽における処理は高精度のセンサーとデータ管理システムでデータを収集し、受入から処理にいたるプロセスをモニタリングしながら自動で行う。

【汚泥】

凝集沈殿で分離させた汚泥は処理能力、日量最大432m³の全自動式フィルタープレス機3台で高圧圧搾することで減量化し、脱水ケーキとして排出する。含水率の高い汚泥は最新のスクリュープレス脱水機でスクリュの回転による圧搾力と剪断力を利用して固形物の水分を連続的に効率よく脱水する。処理後に排出される脱水汚泥は、埋立処分や土木資材等へのリサイクルを促進している。

【排水処理】

排水処理のプロセスでは多段階の工程を踏むことによって、水質を安定かつ確実に下水排除基準値以下まで浄化させる。 **写真3**

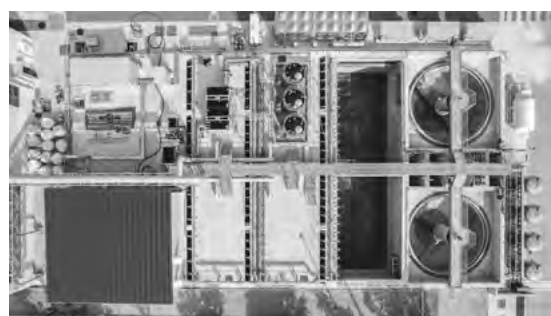


写真3 生物処理施設

活性汚泥処理槽では微生物の働きによって、排水中の有機物を効率よく分解・除去する。さらに高度な処理を行う接触酸化槽では接触材に付着した微生物に有機物を吸着・分解させることにより、水質の安定と浄化能力の向上が可能となる。

最終的な仕上げ処理として、4基の砂濾過棟を通り、排水中にわずかに残存する色度や濁度、不純物を徹底的に除去する。多段階の工程を踏むことにより、水質は下水排除基準値以下まで浄化され、環境に配慮した水質で、下水道へと安定的に放出する。

最新のテクノロジーを集結したモニター室では、全ての処理装置を遠隔で監視している。保管タンク内の容量や装置の稼働状況、水質データ等をリアルタイムで監視、大容量の流量調整槽では水質と流量を均一化し、安定した負荷で次の工程に送り込むなど、効率的な管理体制を確立している。

Ⅲ 今後の展開

工場排水や産業廃棄物の処理需要が増加する一方、環境規制の強化や水質管理の高度化、人手不足といった業界課題が顕在化している。これら課題に対応するため、本施設ではICT技術を駆使した最新鋭の処理設備を導入し、安定した処理品質とコストの最適化を両立し、実績に基づいた自動化による安全性と効率性を追求する。

ICT 技術・AI の活用

都田テクノプラントでは、処理工程に自動で制御する機能を導入することで全体の処理能力を高める。廃液の流量や状態をセンサーや映像で監視することで、異常があれば設備は速やかに運転を停止する。人工知能（AI）を組み合わせることで作業員が常に監視せずとも、省力化のほかに安全性の向上が見込まれる。

また、全てのデータを蓄積することにより、詳細な分析が可能となり、今後さらなる効率的な処理の実現を図る。例えば、廃液と薬品の効率的な組み合

わせに役立て、設備の微妙な調整といった職人技術的なところを自動化できるようにしていく。

環境対策、循環型社会への対応

周辺への環境にも配慮し、臭気が屋外に漏れないように脱臭設備を設けるなど、最新設備を取り入れることで環境負荷の低減に努めていく。

また、本施設には最新の分析設備を導入した分析研究室があり、日常的な水質分析のほか、循環型社会の形成のためにCCU技術（CO₂回収と有効利用）の研究や、液中に含まれるリサイクル需要のある物質を抽出する方法の研究を行う予定だという。

最後に

地域の需要に確実に対応する本施設は、ミダックグループの強みとする収集運搬から中間処理・最終処分までの一貫処理体制をより強固にし、中長期的な成長を支える基盤となるだろう。

施設訪問と取材に応じいただき、また、丁寧なご説明をいただいた同社事業部有海副部長、都田テクノプラント山下所長に心より御礼を申し上げます。（広報室）



写真 4 左から、株式会社ミダック都田テクノプラント所長 山下様、株式会社ミダック事業部副部長 有海様

浜松市の「はままつ循環経済パートナーズ (HAMACEP)」の取組みについて

浜松市環境部一般廃棄物対策課

1. はじめに

浜松市は、豊かな自然、厚い産業基盤、温暖で暮らしやすい気候風土、そして人柄に根付く「やらまいか」のチャレンジ精神など、どこにも負けない魅力と高いポテンシャルを持つ都市です。特にオートバイなどの輸送機器産業、浴衣などの繊維産業、ピアノをはじめとする楽器産業の三大産業を中心として、「製造業のまち」「モノづくりのまち」として発展してきました。

ごみ減量・資源循環の推進においては、2024年（令和6年）より、家庭から排出される一人1日当たりのごみの量を、2028年（令和10年）までに404gまで削減することを目標として「GO！みんなで404チャレンジ」をスローガンに掲げ、様々な施策を展開しています。また事業者との官民連携の取組みについても、2025年（令和7年）10月に「はままつ循環経済パートナーズ (HAMACEP)」の創設をし、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指しています。

2. 創設の経緯

浜松市では、これまで官民連携の取組みとして「浜松市食品ロス削減協力店」、「はままつ脱プラスチック推進事業者」、「浜松市3R推進優良事業者表彰」の3つの制度を運用してまいりました。サーキュラーエコノミーへの移行が国家戦略として位置付けられたことを受け、さらに官民連携を促進していく必要があることから、これまで個別に進められてきたこれら3つの制度を統合して本制度を創設し、本市の資源循環事業における官民連携の一層の強化を図ります。また、本制度により事業者間の連携を推進することで、資源循環をはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行を図ります。 **図1**

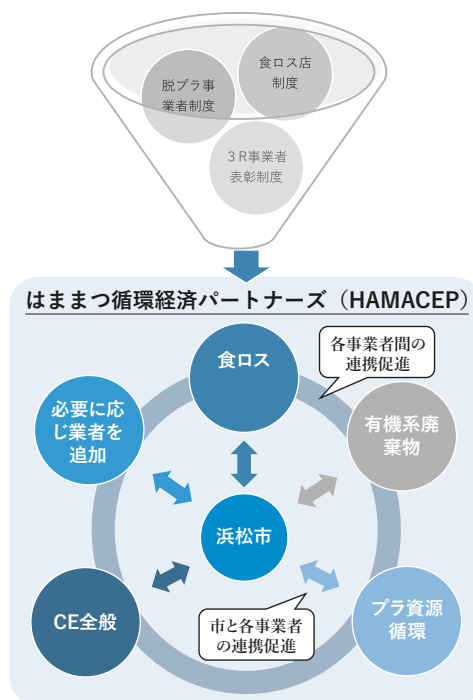


図1 制度の概念図

3. 会の活動内容

(1) サーキュラーエコノミーに関する情報共有やネットワーク形成

本サーキュラーエコノミーに関連する制度や、国や県からの情報、セミナー等のイベント情報、その他会員の取組み等について、会員のメーリングリストにて情報提供をし、横展開を図ります。

(2) サーキュラーエコノミーに関する広報活動

会員には浜松市から啓発物品を配布します。事務所や店舗の目立つ箇所に掲示し、啓発・PRを行います。 **図2**

(3) サーキュラーエコノミーに関する講演会等の開催

取組み事例を発表したり、相互に意見交換をすることで、取組みを広げ、事業者間連携を促進する場として、講演会等のイベントを開催します。



図2 浜松市作成の啓発物品

4. 令和7年度（創設年）の主な取組み

令和7年度は、10月に本制度を創設し、キックオフ講演会を開催しました（写真1）。製造業、サービス業、小売業、金融業、廃棄物処理業等、幅広い業種の方にご参加いただき、浜松市におけるサーキュラーエコノミーへの移行推進について理解を深めていただくとともに、本会への登録を呼びかけました。

講演者	内容
環境省	第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～
イオン株式会社	循環型ライフスタイルの定着に向けて
株式会社ミダックホールディングス	サーキュラーエコノミーに関するミダックグループの取り組み
株式会社エフビコ	エフビコモデルの循環型リサイクル



写真1 キックオフ講演会の様子

5. 令和8年度の主な取組み

サーキュラーエコノミーへの移行を更に推進するため、令和8年度は主に以下のことに取組みます。

- ・ 会員の優れた取組みを表彰する制度の創設
- ・ 民間事業者等に向けた講演会の開催
- ・ 取組事例の収集・発信等の強化による、事業者間連携の支援

6. おわりに

令和7年度末現在で37事業者であった本会の登録会員数は、令和8年5月末現在で111事業者となっています。本会は創設して間もなく、今後活動を活発化させるためには、会員数の増加を図り、多くの事業者に関心を持っていただくことが第一と考えています。また、サーキュラーエコノミーへの移行実現にあたっては動静脈連携が不可欠であるため、既存の連携事例の発信や事業者が抱える課題の情報収集等を行うことで会員同士のマッチング支援を図りたいと考えています。

産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集 ～自動車関連産業編～のご紹介

第18回 株式会社デンソーの事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、日本の主要産業の一つであり、多種多様な産業廃棄物が排出される「自動車関連産業」を対象に、製造や販売等の様々な事業から生じる産業廃棄物の適正処理の取組み等を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。

第18回は、事例集の中から、国内グループ会社を含め 2003 年度までに全拠点でゼロエミッションを達成し、さらにリサイクルの質の向上を促進している株式会社デンソーの電子マニフェストの使用状況や取組みについて一部抜粋し掲載します。(実績等情報は時点修正)

1 会社概要

- 本社所在地：愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地
- 資本金：1,875億円（2025年3月末）
- 従業員数：単独43,781名（2025年3月末）
- 主な事業内容：自動車部品、システム等の開発・製造・販売

2 産業廃棄物に関する情報

○排出する主な産業廃棄物（令和6年度実績、国内事業場の産業廃棄物等の量を集計）

廃棄物区分	排出する主な産業廃棄物の種類
産業廃棄物 (特別管理産業 廃棄物以外)	約18,200t ・汚泥 ^{※1} 約7,300t ・廃プラスチック類 ^{※2} 約4,800t ・廃油 約3,400t ・金属くず 約1,400t
特別管理 産業廃棄物	約1,700t ・低濃度PCB、特定有害廃棄物（汚泥・廃酸）等 ・六価クロムを含有した、特定有害産業廃棄物に該当する汚泥（めっき工程）
その他有価物等	・金属類、プラスチック類、油類等を有価物として約68,100t売却 ・事業系一般廃棄物は、紙類等を年間約1,909t 排出

※1 工程で発生する排水の脱水処理を自社で行っており、大半が脱水汚泥

※2 工程で発生する端材が多い

○主な産業廃棄物の処理・リサイクル方法(令和5年度実績)

廃棄物の種類	処理・リサイクル方法
汚泥	脱水等後、セメント原料として利用(60%)、焼却・熱回収(30%)、圧縮・固化、分級後に燃料として利用(10%) ※汚泥は社内の脱水処理により減量化
廃プラスチック類	焼却・熱回収(55%)、圧縮・固化等の後に燃料として利用(45%)
廃油	焼却・熱回収(42%)、油水分離等の後に燃料として利用(58%)

○主な産業廃棄物のリサイクル率(令和6年度実績):約99.9%

※ リサイクル率は熱回収を含む

※ 主な埋立廃棄物は、廃石綿、定盤、六価クロム含有汚泥等の処理困難物

3 委託先処理業者選定

○選定方法・選定基準

- 見積の処理料金が相場と比べて安すぎる場合は、社内の調達部門にも確認して選定するかどうかを検討

4 実地確認の実施状況

○実施する従業員数

- 本社の環境担当部署の職員と生産拠点の廃棄物管理担当の職員1～2名で分担

○実施頻度・所要時間

- 愛知県では、優良認定を取得していない業者に対して年1回の実地確認を条例により義務付け

- 新規の委託契約時に実地確認を実施するほか、既存の委託先処理業者に対して、年1回の実地確認を実施

○確認対象

- 直接委託する中間処理施設（または最終処分場）と収集運搬業者に実地確認を実施

○確認内容

- 愛知県が作成したガイドラインを参考にして「現地確認要領」を作成し、処分業者及び収集運搬業者の実地確認チェックリストにより、主に本社の環境担当部署約10人と生産拠点の廃棄物管理担当者が分担して処理業者への実地確認を担当

[中間処理施設]

- 公道にタイヤ痕がないか、油汚れがないか等も確認し（社内で油漏れチェックシートあり）、液状物については、分析の実施状況を確認

[収集運搬]

- 収集運搬業者には、車両の状況、走行マップ、緊急時のマニュアル、緊急時対応の備品（油吸着マット、スコップ、ウエス等）の積載状況、運転手へのアルコールチェックや体調確認の実施、緊急連絡先や書類の携帯等を確認

5 委託契約・事前打合せ

○委託契約

- 原則として、本社法務部で事前チェック済みの自社様式の契約書を使用、社外様式の契約書を使用する場合は、都度、法務部が内容を確認

○委託する産業廃棄物の性状等の情報伝達

- 産業廃棄物の引渡し前に製造担当部署と委託先処理業者が製造現場に立ち会って、産業廃棄物の現物の確認を行う。複数の薬品の混合品や性状が不明な場合等にはサンプルを提供し、性状分析を実施して、分析結果に基づいて、受入れの可否を検討

○廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 毒物、劇物は、社内基準で取扱いを規定。排出事業場の製造担当部署が「社内帳票：廃品持込票」を起票して、「成分・毒劇物である旨」を伝達した上で、排出事業場の廃棄物管理担当部署に現物

を引き渡す

- 社内で作成した適正処理の手引きで、廃棄物ごとに保管場所を指定、廃棄物一時保管場所に持ち込むときは、帳票を作成することをルール化
- 水分量の変化等で濃度に変化が生じる廃液は、排出事業場の製造担当部署が本社の環境担当部署に報告し、本社の環境担当部署が委託先処理業者に相談。また、廃棄物の性状の変更時には、都度、本社の環境担当部署が委託先処理業者と相談し、必要に応じて、成分分析を実施

6 電子マニフェストの使用状況

○電子マニフェスト導入の効果

- 紙マニフェスト使用時には、自社での許可情報の確認が大きな負担となっていたが、ASPの許可情報の更新により最新の許可情報を容易に把握。また、自社による許可情報の確認とASPの機能を用いた許可情報のダブルチェックができるようになり、適正な委託先への産業廃棄物の委託処理が可能

○電子マニフェスト情報の活用方法

- ASPのサービスでCO₂排出量の自動集計・見える化を実施

7 排出事業場での廃棄物の保管から処理までの管理

- 産業廃棄物の保管から処理の工程を、社内基準で規定している。社内基準では、産業廃棄物保管場所の建屋や構造についても規定
- 過積載防止のために、排出時に産業廃棄物の重量を計量

8 その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組み

- 実地確認の都度、委託先処理業者に「弊社への要望事項」を聴き取り
- 一部の排出事業場では、月に1回の頻度で委託先の処理業者が一堂に会して、委託処理の状況について意見交換する場を設定

電子マニフェストの EDI 連携で広がる環境データ利用

プリマハム株式会社

管理本部サステナビリティ推進部環境管理課 担当課長 石塚 文
係長 石本 啓太

■ 企業プロフィール

プリマハムは1931年「竹岸ハム商会」として金沢で創業し、おもに「加工食品事業（ハム・ソーセージ、加工食品の製造・販売）」と「食肉事業（豚肉・牛肉・鶏肉を中心とした食肉の調達・加工・販売）」を柱として事業展開しています。

長年培ってきた技術力とブランド力をいかし、安全・安心で高品質な商品を提供することで、お客様の多様なニーズにお応えしています。



プリマハム（株）鹿児島工場全景

企業概要

創 業：1931年

所 在 地：東京都品川区東品川4丁目12番2号

GRC品川イノベーションパーク

従業員数：1,137名

（単体、2026年3月31日現在）

事業内容：ハム・ソーセージ、食肉および加工食品の製造販売

1 電子マニフェストの導入

当社の製造拠点は国内で4拠点あり、ハム・ソーセージおよび加工食品の製造をしています。工場から排出される主な産業廃棄物は、汚泥、動植物性残さ、廃プラスチック類で年間の排出量は約11,000tにのぼり、おおよそ半分は各工場の排水処理施設から発生する余剰汚泥が占めます。残りの半分は、各工場の製造工程から発生する動植物性残さのほか、原材料の包装フィルムや商品のパッケージング工程で発生したフィルム等の廃プラスチック類が占めます。

国内4工場全てで電子マニフェストを使用しており、昨年度の電子マニフェストの使用件数は約3,200件でした。

電子マニフェストの使用を開始する以前は、各工場では紙マニフェストの保存・ファイリング、自治体へ産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成業務の他、紙マニフェストの情報を電子化するため紙マニフェスト情報の入力を委託していた外部機関との調整にも追われていました。これらの業務負荷軽減や、産業廃棄物に関するリスク管理強化の目的で2011年9月から国内4工場において電子マニフェストの運用を開始しました（国内グループ会社の製造拠点においても同時期に電子マニフェストの運用開始）。

2 EDI 方式による電子マニフェストの運用と情報の活用

当社ではマニフェスト情報に加え、処理業者との委託契約（産業廃棄物および一般廃棄物、有価物）と許可情報等も一元的に管理するため、電子マニフェスト導入当初から外部システム（EDI方式[※]）を利用して廃棄物の管理業務の効率化を図っています。処理業者との委託契約は各製造工場で締結していますが、一元管理できるシステムを導入することで、社内のコンプライアンス体制も強化されました。

マニフェストの登録作業においては、廃棄物を排出する前月には翌月の廃棄物の排出予定に合わせ、

事前にマニフェスト情報を作成しておき、その情報を処理業者と共有しています。これにより、当社の現場担当者と収集運搬業者の調整やマニフェスト登録が円滑に行えるようになりました。

また、登録されたマニフェスト情報は各種報告書を作成するためのデータ集計にも活用しています。当社は食品リサイクル法の食品廃棄物等多量発生事業者該当するため、同法に基づき年1回提出する定期報告書作成への利用のほか、社外開示する環境データの管理やISO14001（環境マネジメントシステム）の目標達成状況の管理、内部監査資料等に利用しており、正確かつ詳細な情報が速やかに把握でき作業の効率化にも繋がっています。

※ EDI方式・JWNETは外部システム（ASP）と連携可能で、ASPが提供するシステムを利用し電子マニフェストの運用・管理を行うこと。

3 環境への取組み等について

プリマハムグループは、「廃棄物排出量の削減」を重要課題（マテリアリティ）のひとつとして位置づけており、「2030年度までに廃棄物排出量（廃プラスチック・食品廃棄物）5%以上削減（2021年度比、製造原単位ベース）」および「リサイクル率（食品廃棄物、排出量ベース）98%以上」という目標を設定し、各工場で目標達成のための以下の取組みを実施しています。

○食品廃棄物の低減

各工場では、生産計画の工夫（生產品目の切り替えの最少化）や設備配置の工夫（運搬・移し替え時の落下防止のための連続ライン化）等の取り組みにより食品廃棄物の低減に取り組んでいます。

○廃プラスチック類の有効利用

北海道工場で発生した廃プラスチック類を工場内でペレット化し工場のボイラー燃料の一部として利用しています。2024年度は約57tの廃プラスチック類を燃料化しました。また、鹿児島工場では廃プラスチック類を破碎・洗浄後に処理業者に委託処理しており、処理業者においてフラフ燃料化されています。

今後は、廃棄物排出データの分析による環境負荷低減施策の検討も進めていき、拠点ごとの排出傾向の可視化や、廃棄物削減目標の管理に役立てていく予定です。

○燻製チップの有効利用

鹿児島工場で生産している香蕉[®]あらびきソークの生産過程で発生する燻製チップかすは、地元のリサイクル業者と連携して有効活用しています。同社では燻製チップを消臭剤として利用後に同社が運営する農場で高菜生産の堆肥として利用しており、2段階の有効利用となっています。また、生産された高菜は、地元の漬物業者によって加工され、その後、地域の小売店で販売されています。 **写真**



写真 燻製チップかすを堆肥利用して栽培した高菜

カテゴリー	重要課題	目標・KPI
地球環境の保全に貢献する	温室効果ガス排出量の抑制（Scope1,2）	● 2030年度までに温室効果ガス排出量 24.3%削減（2021年度比） ※海外拠点・豚生体由来は除く ● 2035年度までに温室効果ガス排出量 38.0%削減（2021年度比） ※グループ全体
	廃棄物排出量の削減	● 2030年度までに廃棄物排出量（廃プラスチック・食品廃棄物）5%削減（2021年度比） ※製造数量あたりの原単位 ● リサイクル率（食品廃棄物）98%以上 ※排出量ベース
	水使用量の削減	● 2030年度までに水使用量 3%削減（2021年度比） ※製造数量あたりの原単位
	プラスチック使用量の削減	● 包装資材に用いるプラスチック使用量削減
	生物多様性の保全	● 温室効果ガス、水使用量、廃棄物等の削減の取り組みを通じ、生物多様性への負荷を軽減

図 プリマハムグループの重要課題と目標・KPI（環境関連のカテゴリーのみ抜粋）

令和7年度事業報告

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、出版事業、広報事業など社会的ニーズに即応した事業を実施した。

I 電子マニフェスト事業

1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

電子マニフェスト加入者数は、団体加入の排出事業者（C料金）が大きく増加した影響で全体でも計画値を上回り、前年度比10%増の356,593者となった。

電子マニフェストで捕捉する年間の処理委託量は106,844千tとなり、国で算出した年間の産業廃棄物処理委託量160,000千tを分母として算出した令和7年度の捕捉率は速報値で67%となった。

また、電子マニフェスト年間登録件数は、前年度比9.3%増の約4,751万件、電子化率は68%となった。

区 分 年 度		加入者数							マニフェスト 年間委託量 (t) (捕捉率※ ¹)	マニフェスト 年間登録件数 (件) (電子化率※ ²)
		排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合 計		
		A料金	B料金	C料金	計					
令和6年度 実績		3,803	51,343	228,445	283,591	29,890	10,331	323,812	103,216,641 (65%)	43,473,689 (62%)
令和7 年度	計画	3,830	55,400	234,000	293,230	32,800	10,500	336,530	105,500,000 (66%)	45,300,000 (65%)
	実績	3,808	56,602	254,098	314,508	31,547	10,538	356,593	106,843,660 (67%)	47,512,676 (68%)

(※1) 年間総処理委託産業廃棄物量を 160,000,000 t として捕捉率を算出。令和7年度実績は速報値。

(※2) 年間総マニフェスト数を 70,000,000 件として電子化率を算出。

2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及を図るため、関係業界団体等と連携して重点普及対象（産業廃棄物委託処理量に比して電子マニフェストの利用割合が比較的少ない建設業（がれき類）等）への普及活動など、以下の事業を実施した。

(1) 重点普及対象への普及活動

産業廃棄物処理委託量が多く重点普及対象としている建設業については、排出事業場が固定されていないことや、下請け工事の場合には運搬業者の立場になることなど、建設業特有の事情を反映した普及資料を作成し公開している。

(2) 電子マニフェスト導入に向けた情報提供の充実

いつでもWeb上で視聴・閲覧できる電子マニフェスト導入に向けた説明動画・資料を充実するとともに、都道府県等が主催する説明会等への講師派遣依頼については、現地もしくは近隣のインストラクター（JWセンター委嘱）を優先的に派遣した。

- 1) JWセンター主催セミナー 10回
- 2) 地方公共団体等と連携したセミナー等（講師派遣） 88回

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページやメールマガジンを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を実施した。

また、サポートセンターにおける電話での対応のほか、チャットボットやFAQの整理を進め、加入者の利用を支援した。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化することで侵入の防御を行い、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持した。また、令和9年1月の次期機器更新に向けて作業を実施中である（作業期間：令和7年12月～令和9年1月予定）。

4. 環境省受託事業

環境省より「電子マニフェスト普及拡大事業」を受託し、実施した。

電子マニフェスト普及拡大事業

(1) 電子マニフェスト操作体験セミナーの開催

電子マニフェストシステムに未加入の事業者を対象に、一人に一台パソコンを用意し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれの立場でマニフェスト登録から最終処分終了報告までの一連の電子マニフェストの操作を体験するセミナーを全国6か所（北海道、東京、岐阜、兵庫、香川、鹿児島）で対面により開催した（16回 317人）。

(2) 業種別事例集の作成

Ⅳ 調査事業 1. 受託調査等事業 を参照

5. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子マニフェストに蓄積される情報を循環型社会形成推進に向けて活用していくため、「電子マニフェスト情報活用高度化検討委員会」を設置し、検討を進めた。

6. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

(1) 電子マニフェストシステムの機能強化

廃棄物処理法施行規則の改正(令和7年4月22日公布、令和9年4月1日施行)による電子マニフェストへの再資源化等情報の項目追加に対応するため、システムの機能追加を行い、令和7年5月より運用を開始した（施行前日まで登録は任意）。また、追加登録したデータのダウンロード等の機能を令和8年1月より提供を開始した。

(2) 処分業者向け項目追加説明会の開催等

電子マニフェストへの再資源化等情報の項目追加を円滑に実施するため、動画等による情報提供及び処分業者向けの説明会を全国各地で実施した（36回 参加者2,303人）。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

(1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会との連携のもとに実施した。令和7年度は、オンライン講義と会場試験を組合せた講習会（オンライン形式）とあわせて、受講者のニーズを踏まえ、従来の対面による講習会（対面形式）を2割程度実施した。

1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）

（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。）

6 課程

2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（以下「特管責任者講習会」という。）

2 課程

3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。）

1 課程

(2) 講習会の開催実績（試験回数）

1) 新規講習会	258回	15,266名 (15,740名)	
2) 更新講習会	282回	23,696名 (23,200名)	
3) 特管責任者講習会	124回	14,408名 (14,020名)	
4) PCB講習会	5回	137名 (174名)	
計	669回	53,507名 (53,134名)	※カッコ内は前年度実績

(3) 委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各2回、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会テキスト作成・試験委員会」、「PCB講習会テキスト作成・試験委員会」を各1回開催した。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会」及び「建設業に特化したマネジメント研修会」として、Web会議システムを活用した双方向（ライブ形式）での研修会を開催した。

産業廃棄物マネジメント研修会	12回	964名
建設業マネジメント研修会	5回	458名

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

評価実績：更新 2社 5製品（累計：13社 48製品）

Ⅳ 調査事業

1. 受託調査等事業

環境省より、「業種別事例集作成業務」を受託し、電子マニフェストの活用を含め、産業廃棄物の適正処理に関する優良な取組を行っている排出事業者の業種別事例集を取りまとめるため、有識者、関係業界の代表者、自治体、処理業者の協力を得て、業種別事例集作成委員会を開催し、事例集の構成や活用方法等を検討し、作成作業を行った。

令和7年度は、電機・電子産業を対象に、重電・家電・電子機器・部品製造分野、通信機器製造分野、オフィス機器製造分野の各分野に関する業種別事例集を取りまとめた。

2. 自主調査事業

廃プラスチック類、下水汚泥、家庭系・事業系の食品廃棄物、使用済み太陽光パネルを対象とした資源循環の促進に向けた取組状況調査、産業廃棄物処理業における脱炭素に向けた取組調査を行った。

調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

Ⅴ 国際協力事業

韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流、情報交換等を進めるため、日韓台ネットワーク会議を令和7年11月27～28日に台湾において開催した。

Ⅵ 広報事業

1. JW懇話会

JWセンターの関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を実施した。

- ・サーキュラーエコノミー実現に向けた課題と今後の展望（令和7年9月12日）

東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻 教授 村上 進亮 氏

2. 機関誌の発行

JWセンターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊（年4回）
- (2) 発行部数 各号 2,200 部
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

「廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（令和7年版）（令和7年5月発行）」等の廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。また、JWセンターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信（年14回、配信数 約38万件／回）を行った。

5. Web講座の開催

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上、及び国、自治体に対するJWセンターの貢献を目的に令和2年度から実施しているWeb講座について、令和7年度は長岡文明氏、及び自治体担当者を講師に迎え、廃棄物処理法初任者のための研修、許可事務に係る実務及び現場対応等の自治体による事例紹介を4シリーズ（15回、参加者数 延1,120名）開催した。

Ⅶ その他の公益事業等

1. 資源循環と環境を考える全国大会の開催

令和7年度より大会名を変更し、令和7年10月31日に産業廃棄物関係団体3団体（（公社）全国産業資源循環連合会、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター）の共催による第1回全国大会を北海道で開催した。

2. 産業廃棄物適正処理推進基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進基金に、環境大臣からの協力依頼を受け、社会貢献の観点から出えんを行った。

3. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO 27001の実践・維持向上に努めた。

JW センター主催「廃棄物処理法初心者のための Web 講座」 令和8年度第1弾及び第2弾 開催報告

FROM JW CENTER

総務部広報室

令和8年度「廃棄物処理法初心者のためのWeb講座」の第1弾を全4回の日程、第2弾を全5回の日程で以下のとおり開催いたしました。

[講師]

第1弾

第1～3回 長岡 文明 氏（BUN 環境課題研修事務所 主宰）

第4回 JW センター情報サービス部

第2弾

第1～3回 長岡 文明 氏（BUN 環境課題研修事務所 主宰）

第4～5回 横山 英史 氏（山形県 置賜総合支庁 保健福祉環境部 環境課 課長補佐（廃棄物対策担当））

神田 善弘 氏（山形県 環境エネルギー部 水大気環境課 課長補佐（大気環境担当））

三浦 大平 氏（山形県 環境科学研究センター 大気環境部 主任専門研究員）

[対象] 環境省・都道府県政令市等の産業廃棄物部局のご担当者

[開催日時及び講義内容]

第1弾	講義内容	日 時
第1回	廃棄物処理法の基礎	令和8年4月17日 14:00～16:30
第2回	排出事業者の責務	令和8年5月13日 14:00～16:30
第3回	処理業許可（総合判断説を含む）	令和8年5月20日 14:00～16:30
第4回	地方公共団体における電子マニフェストの運用等	令和8年5月27日 14:00～16:00
第2弾	講義内容	日 時
第1回	産業廃棄物 20 種類の区分（1）	令和8年6月4日 14:00～16:30
第2回	産業廃棄物 20 種類の区分（2）	令和8年6月10日 14:00～16:30
第3回	特別管理産業廃棄物	令和8年6月18日 14:00～16:30
第4回	収集運搬業の許可事務に係る実務と心構え、演習・講義	令和8年6月25日 14:00～16:30
第5回	廃棄物処理法と現場対応の基礎、演習・講義	令和8年7月2日 14:00～16:30

お知らせ

FROM JW CENTER

令和8年6月24日に開催された定時評議員会において、評議員、理事及び監事の選任について審議され、以下のとおり決定いたしました。

評議員

氏 名	所属・役職	区分
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	再任

理事

氏 名	所属・役職	区分
関 莊一郎	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事長	再任
葛西 聡	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事	再任
佐藤 浩司	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事	再任
織 朱實	上智大学大学院 地球環境学研究科 教授	再任
河野 博子	ジャーナリスト	再任
小木 均	一般社団法人日本環境衛生施設工業会 副会長	再任
須永 裕毅	株式会社JEMS 代表取締役	再任
竹本 和彦	東京大学 未来ビジョン研究センター 特任教授	再任
寺田 正人	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 理事長	再任
細田 衛士	東海大学学長補佐・政治経済学部経済学科 教授	再任
大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所 フェロー	新任
村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科 教授	新任
須賀 弘子	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 事務局長	新任

監事

氏 名	所属・役職	区分
吉口 進朗	ミヤマ株式会社 参与	新任

※宮原順三理事、浅利美鈴理事、八木美雄監事につきましては、同日をもって退任されました。

人生を楽しむ

教育研修部

小林 正裕

MASASHIRO KOBAYASHI

高校生から始めた弓道は、現在も週に2度ほど横浜にある弓道場で続けている。弓道は剣道や柔道とは違い、相手がいるわけではないので、結果が良くても悪くても全て自分のせい。技術力と精神力が試されているようだ。とは言え、力を入れすぎて稽古をしてもあまりいいことはない。穏やかな気持ちで少しずつ技を磨いていければいい。なんだかんだで、全国各地に遠征に行くのも楽しいし、大会で成果が出なくてもその後の反省会という名の飲み会も楽しい。何をするもの楽しいのだ。

また、多摩川から程近いところに住んでいることから、週末には河川敷に沿ってサイクリングをしている。ゆっくりと走るのが好きである。何も考えずに目に入る風景を楽しんでいるのだ。野球をしている子供たち、四季

折々に変化する草花など、何気ない日常が目に入っては消えていく、こんな時間に幸せを感じている。

仕事でも趣味でもそうだが、何事にも楽しまないとうまくいかないものだ。これからも、のんびりと人生を楽しんで過ごしていきたい。



編集後記

本号巻頭の「事業報告」では、JWセンター事業の柱となる、電子マニフェスト事業、教育研修事業の実績及び計画を掲載しています。電子マニフェストの昨年度1年間の登録件数は約4750万件で増加分では前年度から400万件を超えて過去最多となっています。

「調査報告」では、業種別事例集の調査結果から、電機・電子産業の排出事業者における産業廃棄物適正処理等の取組みのポイントについて取りまとめ掲載しています。

「コラム」では、ネイチャーポジティブ実現に向け国際枠組、国家戦略の下で企業の行動変容と情報開示が求められること等についてご執筆いただいております。

「連載」では、地域の廃棄物問題への住民・行政の取組から3Rが広まり、発生抑制を重視する仕組みへ発展し、拡大生産者責任や法整備を通じ循環型社会へ移行した過程をご解説いただ

ております。

「欧州の最新動向」では、サステナビリティ関連の規制強化に企業が対応に動いていたところ、政治の構造変化による大幅な簡素化など、バックラッシュの状況についてご報告いただいております。最後に温度感と制度は別ものであり、この情勢を冷静に読み解くことの重要性を記されています。

「産廃鼎談」の第18回は長岡文明様をお迎えしています。「廃棄物行政の現場から見た制度の歩み」と題し、北村先生、佐藤先生と様々な切り口で廃棄物行政の今後等についてお話しいただきました。

最後に、ご多忙の中ご執筆いただいた皆様、記事作成にあたり編集にご協力いただいた皆様、本誌を読んでいただいた方々に心から感謝申し上げます。(広報室)

■本誌に関する連絡先：総務部広報室 (e-mail:jigy@jwnet.or.jp)

<アンケートへのご協力のおお願い>

より充実した誌面作りのために、本誌の記事内容等に関する読者アンケートを当センターホームページ(以下のURL)に掲載しています。

本誌に関するご意見、ご要望を是非、お聞かせください。

URL https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/kikansi_anq/index.html

JW センター情報(季刊) VOL.26 NO.2

発行日：2026年7月15日発行 発行人：関庄一郎

発行所：公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー13階

TEL: 03-5807-5911 FAX: 03-5807-5912

<https://www.jwnet.or.jp/>

デザイン・印刷：株式会社太陽美術

どじょう

近隣 散策



写真1 どじょう

どじょうは、日本全国の川、水田や用水路等に多く生息していた淡水魚（写真1）である。見た目が似ているが鰻の約1/5の大きさである。

江戸時代には庶民のスタミナ食として大人気であり、料理本や浮世絵にもたびたび登場している。高い栄養価と手軽さから、「うなぎ一匹、どじょう一匹」と並び称されるほど重要なタンパク源であった。カルシウムやビタミンDも豊富であり、内臓ごと食べられる「まるごと食材」である。

柳川鍋（卵とじ鍋）、どじょう鍋（丸煮）（写真2）、どじょう汁（味噌仕立て）、蒲焼き、唐揚げ、甘露煮など様々な食べ方があり、東京・台東区の浅草近辺では現在でも専門店があり、どじょうを食べることができる。

近年は、水田の減少や用水路のコンクリート化といった生息環境の変化による天然のどじょうの減少に加え、養殖業者の減少により、国産のどじょうの流通量は年々減少し高級食材化しつつある。

どじょうは水田生態系の健全性を示す指標として扱われることもあり、また伝統食の継承という観点からもどじょう文化の復活が待たれるところである。



写真2 駒形どぜう「どぜうなべ」

<参考>ことばのまど
https://kotobanomado.jp/column/1059/?utm_source=copilot.com

<写真2 提供>駒形どぜう
<https://dozeu.com/>



JW 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)

〒110-0005
東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー13階

TEL:03-5807-5911(代表)
TEL:03-5807-5913(教育研修部)
TEL:03-5807-5914(電子マニフェストセンター)
TEL:0800-800-9023
(電子マニフェストセンター フリーアクセス)

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター URL <https://www.jwnet.or.jp/>
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階 TEL:03-5807-5911(代表) FAX:03-5807-5912

- 「上野広小路」駅 東京メトロ銀座線(A2番出口)徒歩1分
- 「上野御徒町」駅 都営大江戸線(A2番出口)徒歩1分
- 「御徒町」駅 JR山手線・京浜東北線(南口)徒歩3分
- 「仲御徒町」駅 東京メトロ日比谷線(4番出口)徒歩5分
- 「湯島」駅 東京メトロ千代田線(4番出口)徒歩5分
- 「京成上野」駅 京成本線徒歩7分
- 「上野」駅 JR各線徒歩8分

 **デコ活**
くらしの中のエコがけ

リサイクル適性[Ⓐ]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。